

# 中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
生産現場の強化①	<p>&lt;農地中間管理事業の実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県段階に農地中間管理機構を整備する法律の成立・施行(2013年12月成立。2014年3月施行)</li> <li>都道府県における農地中間管理機構の指定(2014年11月時点で全都道府県で指定完了)</li> <li>機構の活動を農林水産業・地域の活力創造本部で検証・評価(2016年5月)</li> <li>約9割の地域で人・農地プランの作成を実施(2016年3月末時点)</li> <li>平成28年度税制改正において、農地保有に係る課税の強化・軽減について措置</li> </ul>	<p>毎年度、実績の検証・評価をしつつ、農地中間管理機構の本格稼働による着実な担い手への農地の集積・集約化</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>今後10年間(2023年まで)で全農地面積の8割が担い手によって利用される</li> </ul>
		<p>人・農地プランの継続的な見直しを行い、プランに則した担い手の育成・農地集積を促進</p>				
		<p>遊休農地所有者に対する意思確認手続の大幅な改善・簡素化等を通じた遊休農地予備軍も含めた遊休農地の発生防止・解消対策の実行</p>				
	<p>農地整備における担い手への集積・集約化を促す措置の強化等(2013年度)</p>	<p>大区画化等の農地整備や農業水利施設の整備の推進</p>				
	<p>&lt;米政策の見直し&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5年後(2018年産)を目標に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行える状況になるよう取り組むことを決定(2013年11月)</li> <li>主食用米以外の作物の本作化(戦略作物の生産性向上・本作化、生産コストの低減)</li> <li>米の需給・価格情報等の情報提供を強化(2014年3月以降随時)</li> <li>生産数量目標の配分の工夫(2015年～)</li> <li>「米の安定取引研究会」において安定取引の拡大に向けた方向性を取りまとめ(2015年3月)</li> </ul>	<p>農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産数量目標の配分の工夫</li> <li>きめ細やかな情報提供</li> <li>主食用米以外の作物の本作化(戦略作物の生産性向上・本作化、生産コストの低減)</li> <li>安定取引の推進(米の安定取引の拡大、現物市場の活性化)</li> </ul>		<p>行政による生産数量目標の配分を2018年産から廃止</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>今後10年間(2023年まで)で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全国平均比4割削減する</li> </ul>
	<p>&lt;経営所得安定対策の見直し&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米の直接支払交付金の2018年産からの廃止を決定(2013年11月)</li> <li>畑作物の直接支払交付金等を担い手を対象として実施する担い手経営安定法(通称)の改正法が成立(2014年6月)</li> <li>「農業競争力強化プログラム」において、収入保険制度の骨格を取りまとめ(2016年11月)、収入保険制度に関する関係法案を国会に提出(2017年3月)</li> </ul>	<p>米の直接支払交付金の単価を7,500円に削減した上で2018年産から廃止</p>				
	<p>畑作物の直接支払交付金等を担い手を対象として実施</p>					
		<p>法案成立後、必要な準備(システム整備等)・周知</p>			<p>制度開始</p>	

# 中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」②

		2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
生産現場の強化②	<経営感覚に優れた担い手の確保・育成と法人化の推進>								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営基盤強化促進法等の改正(2013年12月成立)により、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等</li> <li>日本農業経営大学校の開校(2013年4月)、2学年体制のスタート(2014年4月)</li> <li>国から都道府県に対し、都道府県別目標を設定するよう要請(2015年7月)</li> <li>法人経営体数の目標を都道府県別に設定(2016年度)</li> </ul>	法人化推進体制の整備・強化	法人化の推進					<ul style="list-style-type: none"> <li>今後10年間(2023年まで)で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする</li> </ul>	
		法人の経営力向上							
		青年就農の定着、雇用の就農の促進							
		産業界と連携した人材育成の取組の全国展開							
	<農業生産資材価格の引下げ>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産業・地域の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」を決定(2016年11月)するとともに、農業競争力強化支援法案を国会に提出、2017年5月に成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業生産資材価格の「見える化」ウェブサイトの構築</li> </ul>	生産資材価格引下げに資する各般の施策の実行					<ul style="list-style-type: none"> <li>今後10年間(2023年まで)で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全国平均比4割削減する</li> </ul>		
	民間事業者による継続的な運用								
<農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>農業委員の選出方法の見直し</li> <li>農業生産法人の役員要件・構成員要件の見直し</li> <li>農協の自立・活性化と農協中央会制度の自律的新制度への移行等を盛り込んだ農業協同組合法等の改正法が成立(2015年9月)</li> <li>改正法の周知</li> </ul>	改革の実行						<ul style="list-style-type: none"> <li>今後10年間(2025年まで)で担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年全国平均比2倍に向上させる</li> </ul>		
	5年間で農協改革集中推進期間とする自己改革の実行(単位農協による買取販売の段階的な拡大等)								

# 中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
バリューチェーン全体での付加価値の向上①	<p>&lt;革新的技術&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」の策定(2017年3月)</li> <li>農業ITシステムで利用される各種の名称、規格等の標準化(2017年3月)</li> </ul>	<p>公的機関が保有する地図、気象、市況、研究成果などのデータ提供</p> <p>「農業データ連携基盤」立ち上げ</p> <p>有人監視下でのほ場内での無人システムの市販化実現</p> <p>個別ガイドラインの策定・見直し及び普及促進</p>	<p>「農業データ連携基盤」プロトタイプ版運用</p>	<p>「農業データ連携基盤」本格運用</p> <p>遠隔監視による無人自動走行システムの実現に向けた開発及び環境整備</p>		<p>・2025年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を实践</p>	
	<p>「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」を策定(2013年12月) (2016年末までに強みのある農畜産物を100以上創出)</p>	<p>取組の更なる推進</p>					
	<p>&lt;生産者が安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立&gt;</p> <p>農林水産業・地域の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」を決定するとともに、農業競争力強化支援法案を国会に提出、2017年5月に成立</p>	<p>流通の取引情報等の「見える化」ウェブサイトの構築</p>	<p>生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の実現に資する各般の施策の実行</p> <p>民間事業者による継続的な運用</p> <p>農産品物流におけるICTの活用、パレット化、共同輸送、モーダルシフト等の推進による効率化</p>				
	<p>&lt;規格・認証の戦略的推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産物・食品について地理的表示保護制度を導入するための法律が施行(2015年6月)され、2017年4月時点で30産品を登録</li> <li>国際協定等により海外でも地理的表示の保護を可能とする改正GI法を施行(2016年12月)</li> </ul>		<p>・GIマークを活用した流通・消費段階における制度周知の展開</p> <p>・登録産品の増加による制度の定着を図り、地域におけるブランド化を推進</p> <p>改正GI法に基づき、海外における我が国GIの保護を推進</p> <p>タイ王国と合意した地理的表示の相互保護に向けた試行的事業の実施</p>	<p>監視と模倣品排除による知的財産保護の着実な実施</p>		<p>・6次産業の市場規模を2020年度に10兆円とする</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国発の輸出用GAPの規格を策定し、認証を開始(2016年9月)</li> <li>HACCPをベースにした国際的に通用する食品安全管理規格を策定し、認証を開始(2016年7月)</li> </ul>		<p>国際水準のGAPの実施、認証取得の拡大推進</p> <p>我が国発のGAP認証、水産エコラベル認証、HACCPベースの食品安全規格認証の普及と国際承認に向けた取組促進</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応</p>	<p>国際人材育成・体制整備</p>		
	<p>JASの仕組みを活用した日本産品の品質や特色を担保する制度の検討(定め得る規格の類型の拡大等を行うJAS法改正法案を国会提出(2017年2月))</p>		<p>・事業者のニーズを反映した強みのアピールにつながる規格を順次制定</p> <p>・規格作成、国際化対応が戦略的に行われるよう、規格についての普及・啓発、官民における人材の育成・確保及び体制の整備を実施</p>	<p>具体的な枠組みの整備</p>	<p>運用の開始</p>		
	<p>&lt;食品表示の充実&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者庁と農林水産省の共同で「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を設置(2016年1月)</li> <li>検討会において、全ての加工食品を対象に原料原産地表示を導入することとし、製品に占める重量割合上位1位の原材料について、国別重量順表示を原則とし、実行可能性を考慮した仕組みを整備することを内容とする報告書を公表(2016年11月)</li> </ul>	<p>報告書を踏まえ、食品表示基準(内閣府令)の一部改正</p>	<p>新たな加工食品の原料原産地表示制度の普及啓発・完全移行</p>				

# 中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
バリューチェーン全体での付加価値の向上②	<p>&lt;農林漁業成長産業化ファンド(A-FIVE)の活用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>48サブファンドを設立し、112件出資決定(2017年4月)</li> <li>農業参入した企業等によるファンド活用推進のためのガイドライン策定(2014年10月)</li> <li>サブファンドの出資割合の引上げを可能とするための措置(2014年10月)</li> <li>農業の6次産業化に必要な農業生産基盤の充実のためのガイドライン策定(2015年3月)</li> <li>支援事業者を出資対象に追加(2016年5月)</li> </ul>	6次産業化事業体に加え、農林漁業を行う法人を出資対象に追加するため、支援基準を改正	今回の改正内容(農林漁業を行う法人の出資対象への追加)を含めた制度の一層の周知を図り、更なる出資拡大を推進				<ul style="list-style-type: none"> <li>6次産業の市場規模を2020年度に10兆円とする</li> </ul>
	地域食材の利用を促進する「食のモデル地域構築計画」を65件認定(2013年11月)	国産農林水産物の消費拡大や学校給食における利用拡大等					
	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(農山漁村再生可能エネルギー法)が2013年11月成立、2014年5月施行	2018年度までに再生可能エネルギー電気の発電を活用し地域の農林漁業の発展を図る取組を全国で100地区以上実現		取組の推進			
	<p>&lt;ジビエの利活用の促進等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣被害防止総合対策交付金により、ジビエの処理加工施設の整備等に対する支援を実施</li> <li>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律が2016年11月成立、2016年12月施行</li> <li>ジビエ関係省庁連絡会議の設置(2017年3月)、開催(2017年4月～)</li> </ul>	有害鳥獣の捕獲強化、ジビエの需要開拓、安全・安心なジビエの供給体制の整備を推進			需要開拓のための働きかけ、ジビエの流通ルールの試行・導入、人材育成(地方創生カレッジeラーニングへの掲載等)等の実施		
	福祉、観光等と連携した都市と農村の交流を推進						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定団体との生乳取引の多様化を図るための通知を发出(2014年9月)・関係者へ周知</li> <li>6次産業化のための小規模な乳業施設等の設置規制の緩和に係る告示制定等を実施(2014年11月)・関係者へ周知</li> <li>牛乳・乳製品の生産・流通等の改革を盛り込んだ「農業競争力強化プログラム」を決定(2016年11月)し、加工原料乳生産者補給金制度を見直すため、畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案を国会に提出(2017年3月)</li> <li>6次産業化の取組件数 303件(2016年4月)</li> </ul>	法案成立後、必要な準備・周知		牛乳・乳製品の生産・流通等の改革を推進			<ul style="list-style-type: none"> <li>酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件にする</li> </ul>	

# 中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」⑤

2013年度～2016年度		2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
輸出の促進①	<戦略的輸出体制の整備>	戦略に基づく取組を着実に実施							
	「農林水産業の輸出力強化戦略」の策定(2016年5月)								
	<関係省庁等からの現地ニーズなど輸出に関する情報のJETROへの一元的な集約、事業者への提供>	継続的に輸出に関する情報を収集し、JETROに提供							
	JETROのHPIにポータルサイトを開設	HPでの公開、メルマガでの配信、セミナー・説明会での紹介等							
	<日本食材の品質を世界にアピール>								
	外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文化を体験できる取組等の拡大	「農泊 食文化海外発信地域」の募集	認定地域の決定、「Savor Japan」の統一ブランドでの海外プロモーションの実施			適宜追加認定			
	日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み	企画立案	イベントの実施			引き続き取組を実施			
	・「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売 ・モデルコースの策定	有識者委員会において、支援対象地域を決定	マーケティング、交流型滞在プログラムの開発等の実施		実績・効果の取りまとめ	引き続き支援を実施			
	在外公館やジャパン・ハウスの日本産品・日本食材の発信拠点としての活用	在外公館に対する指示	在外公館において、「インフルエンサー」も招待し、日本食・日本産品PRのイベントを継続的に実施			引き続き支援を実施			
		ジャパン・ハウス事務局に対し開館に向けた準備を促す			ジャパン・ハウスの開館後、日本産品、日本食・食文化の発信拠点としての活用を検討				
<日本食材の戦略的な販売・プロモーション>									
企画戦略会議を輸出戦略実行委員会の下に設置し、JETROの機能を最大限活用しつつ、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行の推進 (企画戦略会議を2016年7月に設置。2017年4月には、新たに日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)を設置。)	JFOODOを中心としたオールジャパンでのプロモーションの企画と実行								

・2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す。

# 中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
輸出の促進②	<日本食材の戦略的な販売・プロモーション>	イベント時期・出荷の調整	青果物のリレー出荷について、 ・香港における対象品目を拡大 ・取組を行う国・地域を拡大	・輸出業者による取組を促進 ・対象品目や国・地域を拡大			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジャパンブランド定着に向けたリレー出荷・周年供給体制の整備(青果物について、香港でリレー出荷(2016年度))</li> <li>・フェアの重複排除や、イベント間の連携等を可能とする、1年以上先のイベント情報を盛り込んだ「国・地域別イベントカレンダー」の本年夏からの作成(JETROのHPIにおいてイベントカレンダーを公表(2016年8月)し、随時更新)</li> <li>・低コスト・大量輸送を可能とする鮮度保持輸送技術の普及と開発                              (高電圧方式の鮮度保持冷蔵コンテナの輸送サービスの開始)                              (「農林水産物・食品輸出の手引き」にて鮮度保持技術を紹介)                              (グローバルバリューチェーンの構築に向けた支援を実施)                              (コールドチェーンの確立等に向けた実証的な取組の支援を実施)                              (「革新的技術開発・緊急展開事業」において鮮度保持輸送技術の実証研究を実施)</li> </ul>	1か月ごとに更新・見直し・公表					
		最新の鮮度保持輸送技術(CAコンテナ、高電圧方式等)について生産者等への周知・普及を促進					
		新たな生産・加工・流通システムの構築による民間事業者等の輸出促進					
		更なる鮮度保持輸送技術等についての研究を実施					
	<農林漁業者自身が海外に販売拠点を設け、生鮮品・一次加工品を直接輸出する取組の支援>	シンガポール等での産直市場設置に向けた調査を実施	海外での農水産物産直市場設置に向けた支援を実施	更なる取組を推進			・2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す。
	<国際空港近辺等の卸売市場の輸出拠点化>	見本市や商談会を活用して、海外バイヤーや輸出業者を市場に招へいし、市場利用を促進					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場施設の海外バイヤーや輸出業者への開放の促進</li> <li>・海外バイヤーと卸売業者の直接取引や、海外バイヤーの依頼を受けた仲卸業者による産地との直接取引を可能とする規制緩和</li> <li>・卸売市場内での輸出向けコンテナヤード等の整備</li> </ul>	海外バイヤーと卸売業者の直接取引や仲卸業者による産地との直接取引を促進					
		コンテナヤード等輸出対応型の施設整備					
	<規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化>	各国への働きかけを実施					
内閣官房に「輸出規制等対応チーム」を設置(2016年6月)							
<国内での輸出関連手続の簡素化・迅速化>	NACCSによる各種証明書の申請を推進						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)により一元処理できる証明書の範囲の拡大(2017年3月)</li> <li>・動植物検疫について、主要空海港以外での早朝・深夜・土日・祝日の柔軟な対応</li> </ul>	事業者の要請に応じて、主要空海港以外の空海港や栽培地・集荷地・市場等においても動植物検疫に係る輸出検査を実施	引き続き動植物検疫に係る輸出検査を弾力的に実施					

# 中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」⑦

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会		
林業の成長産業化	<林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理>	林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のための新たな仕組みを、森林環境税(仮称)と併せて検討・結論		必要な措置の整備・実施		
	<ICTを活用した取組の推進>	ICTを活用した資源状況や境界把握等の推進				
		素材生産業者、加工業者、需要者等をつなぐジャストインタイムの供給体制の構築				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>CLT(直交集成板)に関する日本農林規格(JAS規格)を制定(2013年12月)、CLTを用いた建築物の一般的な設計法を策定(2016年4月)、CLTの普及に向けた新たなロードマップの作成・公表(2017年1月)</li> <li>CLTの6万㎡程度の生産能力を実現(2017年4月)</li> <li>再生可能エネルギーの固定価格買取制度における、未利用間伐材等を活用した小規模(2,000kW未満)な木質バイオマス発電の調達価格区分を新設(2015年4月)</li> <li>環境関連投資促進税制の対象に木質バイオマス発電・熱供給設備を追加(2016年4月)</li> </ul>	CLTのまとまった需要の確保を進めるとともに、2020年度までに年間10万㎡程度の生産体制の構築				
		国産材の安定的・効率的な供給体制の構築 (「花粉症ゼロ社会」を目指した花粉の少ない森林への転換を含む)				
	2020年までにエネルギー源等としての木質バイオマス利用量を600万㎡に拡大					
水産業の成長産業化	「水産基本計画」を閣議決定(2017年4月)	数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化に必要な施策について、関係法律の見直しを含め、検討・結論		必要な措置の実施		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」を全国の水揚げの約7割をカバーする635か所で策定(2017年3月)</li> <li>複数の漁村地域が連携し、広域での市場統合や機能再編・中核的担い手の育成等に取り組む「広域浜プラン」を120の地域・業種で策定(2017年3月)</li> <li>「漁港漁場整備長期計画」を閣議決定(2017年3月)</li> </ul>	「浜の活力再生プラン」の取組の効果・成果を検証しつつ、引き続き所得向上に向けた取組を推進				
	<ICTを活用した取組の推進>	複数の漁村地域が連携し、広域での市場統合や機能再編、中核的担い手の育成等に取り組む「広域浜プラン」を170の地域・業種で策定		「広域浜プラン」の実現に向けた取組を推進		
		ICTの開発・普及推進により、大量の情報を一元的に蓄積し、分析・提供する仕組みを設け、以下を実施 ①資源評価の精度向上 ②経験と勘のみに頼らない漁業の実現				
		最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くシステムの構築				

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」①

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に①	<魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放>								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤坂迎賓館について、通年で一般公開を実施(2016年4月19日～)</li> <li>我が国最高の「おもてなし」空間を接客等に支障のない限り特別に開放し、体験的に利用させ、その魅力を内外に発信する「特別開館」の試行を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、接客等に支障のない限り通年で一般公開を実施</li> <li>「特別開館」について、実施事例の積み重ね</li> <li>和風別館の予約枠の拡充、季節等に応じた夜間開館を実施</li> <li>赤坂迎賓館前の公園に、迎賓館の魅力を内外に発信し、観光の呼び水となるカフェ等を有する施設を整備</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> </ul>	
	京都迎賓館について、通年で一般公開を実施(2016年7月21日～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、接客等に支障のない限り通年で一般公開を実施</li> <li>季節等に応じた夜間開館を実施</li> <li>「特別開館」の試行を開始</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> </ul>	
	その他の公的施設についても、観光資源として価値のあるものについて、積極的に公開								<ul style="list-style-type: none"> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> </ul>
		桂離宮について、一日当たりのガイドツアー回数・総定員を拡充するほか、外国人専用の英語ガイドツアーを実施							<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> </ul>
	<新たなツーリズムの創出>	公的施設の公開の拡大に伴う維持管理費用の増大への対応と更なるサービス水準の向上を図るため、料金徴収の在り方について、有識者の意見を踏まえ検討							<ul style="list-style-type: none"> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> </ul>
	エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、文化観光、産業観光、スポーツツーリズム、インフラツーリズム等新たなツーリズムの創出を促進								<ul style="list-style-type: none"> <li>地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2018年に20,000店規模へと増加させる。</li> </ul>
	産業遺産等を活用した産業観光を、国、地方公共団体、観光協会、商工会議所等が連携して推進								
	<国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化>								
		「国立公園満喫プロジェクト」の実施							
8つの国立公園において、「国立公園ステップアッププログラム2020」を策定(2016年12月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国立公園ステップアッププログラム2020」に基づく取組の実施</li> <li>自然や温泉をいかしたアクティビティの充実、質の高いガイドの育成、ビジターセンター等への民間ツアーデスクの設置、施設の維持管理や自然保全コストについて利用者に負担を求める仕組みの導入</li> <li>質の高いホテルの誘致、エリア内の景観デザインの統一等の景観改善や多言語標識整備、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備、公園施設の長寿命化、電線の地中化</li> <li>関係省庁が連携して作成したプロモーション動画等を活用し、Web、SNSなど様々な媒体を通じた、国立公園の魅力の海外への発信</li> <li>消費額などの「質」に着目した指標を開発し、ステップアッププログラムのPDCAを回していく</li> </ul>								
	その他の公園への成果の展開								
優れたガイド人材の養成、自然資源を活用した魅力あるプログラム開発等によりエコツーリズムを推進									



# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」②

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に②	<文化財の観光資源としての開花>							<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> <li>地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2018年に20,000店規模へと増加させる。</li> </ul>
	「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説などの事業を1,000程度実施</li> <li>日本遺産及び歴史文化基本構想により、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備</li> </ul>						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>優良な取組を実施する観光拠点形成のモデルとして、4箇所の地域を重点支援</li> </ul>						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>VR技術を利用した文化財の公開・活用を通じて文化財の魅力をもっと強化して発信するために、先進事例の調査や活用のためのガイドラインを作成し、VR作品の制作を促進</li> </ul>						
	<地域の文化財の保存・整備、自然、文化遺産、伝統工芸体験や伝統芸能などの国内外への発信・活用>							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の文化財の情報発信・活用方法について、文化審議会文化財分科会企画調査会が提言を取りまとめ(2013年12月)</li> <li>日本遺産の発信手法等に係る調査研究を実施(2014年度)</li> <li>日本遺産を2015年度18件、2016年度19件、計37件を認定</li> <li>東京で日本遺産フォーラム(2015年6月)、パリで日本遺産展(2015年11月)を開催、東京で海外メディア等を招聘した日本遺産国際フォーラムを開催(2017年3月)等、日本遺産を国内外へ発信(2015年度～2016年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本遺産を国内外へ発信(2020年までに100件程度を認定し、認定地域の取組を支援)</li> <li>日本遺産プロモーション事業により、日本遺産のブランド化の推進や認定地域の課題やニーズを踏まえた支援を実施</li> </ul>						
	文化財の英語での分かりやすい解説表示の在り方・ポイント等の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の文化財に対する外国人旅行者のニーズに合わせた多言語解説のモデルケースを支援</li> <li>ネイティブの専門人材と連携し、外国人観光客等に向けた分かりやすい解説の作成や情報発信を促進</li> </ul>						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財修理について、契約・施工管理をチェックする仕組みの創設など、適正性や透明性を確保し工事の質を担保</li> </ul>						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地方における国宝等の展覧促進による文化財の保存・活用ノウハウの地方への蓄積</li> </ul>						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の文化財の多言語での情報発信に対する支援</li> </ul>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>美術館・博物館の作品、各地域の文化財をデジタルアーカイブ化し、インターネット上で配信</li> </ul>							
能や歌舞伎、茶道体験、社寺観光、地域の伝統工芸体験、伝統芸能などの地域文化を観光資源化し、日本の歴史・文化に関心の高い欧米等からの旅行者に訴求する質の高い日本文化体験プログラムとして充実させ、体験プログラムへの参加を促進するとともに、滞在期間の長期化を図る								
<ul style="list-style-type: none"> <li>世界文化遺産活性化事業等により、以下の取組等を支援(2015年度、2016年度) <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の修理修復作業の見学等</li> <li>HPやパンフレット、解説展示パネル等の制作・多言語化</li> <li>モニターツアーの実施</li> <li>観光ボランティアガイドの養成</li> <li>ガイドツール整備のための調査研究等</li> </ul> </li> <li>世界文化遺産の活用実態とその効果・影響に関する調査研究事業の実施(2016年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界文化遺産活性化事業により、HPやパンフレットの制作・多言語化、観光ボランティアガイド養成等の企画・情報発信等の取組を支援し、世界文化遺産が所在する地域の活性化、誘客を図る</li> </ul>							
<景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上>								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年を目途に主要な観光地で景観計画策定を促進、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進</li> </ul>							
「景観まちづくり刷新モデル地区」10地区を指定(2017年3月)								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「景観まちづくり刷新モデル地区」10地区における面的な景観整備を3年間かけて重点支援</li> </ul>							
観光地の魅力向上、歴史的町並みの保全、伝統的祭り等の地域文化の復興等を図るため、無電柱化の推進に関する法律に基づく無電柱化推進計画の策定とともに、PPP/PFI手法等の活用により、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の重点区域等で無電柱化を推進								

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」③

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に③	<b>&lt;滞在型農山漁村の確立・形成&gt;</b>  「食と農の景勝地」として、地域特有の食とそれに不可欠な食材を生産する農林水産業や景観等を活用して訪日外国人をもてなす取組を認定、一体的に海外に発信	・「農泊」に取り組む体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援を行うとともに、関係省庁と連携して、優良地域の国内外へのプロモーションの強化を図り、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を2020年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現 ・「農泊」の推進を後押しするものとして「Savor Japan」、「日本農業遺産」等の取組を推進						・訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 ・訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。
	<b>&lt;地方の農林水産物・食品の販売促進&gt;</b>  ・主要空港(新千歳、成田、羽田、関西、福岡)に輸出検疫カウンターを設置(2015年4月以降順次設置) ・輸出可能品等を分かりやすく掲載したパンフレットを作成し、外国人旅行者等に配布(2015年7月以降実施) ・お土産を購入しようとする訪日外国人旅行者の利便性向上を実現するための検疫円滑化モデルの確立及び周知	中部国際空港に輸出検疫カウンターを設置 輸出可能品等を分かりやすく掲載したパンフレットを作成・配布 お土産を購入しようとする訪日外国人旅行者の利便性向上を実現するための検疫円滑化モデルの周知			輸出検疫の利便性向上による農畜産物の持ち帰りの促進			・地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 ・外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。
	<b>&lt;古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進&gt;</b>  地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や農山村地域を中心に平成32年までに全国200地域で展開 不動産証券化手法の活用による古民家等の再生を促進するため、不動産特定共同事業法の改正により小規模不動産特定共同事業制度の創設等を行うとともに、地方公共団体や地域金融機関等と連携し、地域の事業者に対する普及・啓発を進める							・日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 ・地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2018年に20,000店規模へと増加させる。
	<b>&lt;新たな観光資源の開拓&gt;</b>  従来、国内市場を対象に実施されてきた、伝統芸能、演劇、おまつり、コンサート、スポーツイベント等の参観型コンテンツや、サイクリング、スキー、ゴルフ、マラソンなどの参加型コンテンツについて、外国人のニーズを分析し、その分析を踏まえて、多言語化、外国人枠の設定、夜間開催など受入体制を整備するとともに、SNSも活用した情報発信を強化 関係省庁、関係団体、関係企業等の協力により検討会を設置 ・国立の美術館・博物館について、参加・体験型教育プログラムの充実、多言語化、開館時間の延長等を促進 ・インバウンドの多い新宿御苑等の国民公園等において、各公園の質の向上や施設のユニバーサルデザイン化を推進							
	<b>&lt;地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大&gt;</b>  ・平成26年度税制改正において全ての品目を免税対象とするとともに、手続を簡素化(2014年10月運用開始) ・平成27年度税制改正において、①免税手続の第三者への委託を可能とする「手続委託型輸出物品販売場制度」、②外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度を創設(2015年4月運用開始) ・平成28年度税制改正において以下4点を改正 ①免税販売の対象となる購入下限額の引下げ、②免税対象物品を海外直送する場合の免税販売手続の簡素化、③手続委託型輸出物品販売場制度における特定商業施設の範囲の見直し、④購入者誓約書の電磁的な記録による提出・保存(2016年5月運用開始)	・引き続き、地方運輸局・地方経済産業局において説明会を実施し、「手続委託型輸出物品販売場制度」の活用を促して、特に地方での免税店の拡大を促進するとともに、下記に取り組むことで、地方での外国人旅行者による消費の更なる拡大を図る ・外国人旅行者を惹きつけて消費を拡大するためプロデューサー派遣等を通じて地域の名産品の磨き上げを行う ・商店街・中心市街地・観光地で外国人受入環境を整備(免税手続カウンターの設置、Wi-Fi環境整備、キャッシュレス端末整備、外国人コンシェルジュサービスの提供、多言語案内表示、店舗のおもてなし強化等) ・商店街におけるインバウンド需要獲得のための取組事例の周知 ・地域産品の販売拡大を図るため、地方整備局が港湾管理者と連携して、クルーズふ頭における臨時的免税店届出制度の活用を促進						
		・伝統的工芸品産地への訪日外国人などの呼び込み ・海外有識者の産地招へい、広報強化を通じた外国人目線での伝統的工芸品の魅力発信等						

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」④

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に④	＜広域観光周遊ルートの世界水準への改善＞							<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> <li>地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)から、2018年に20,000店規模へと増加させる。</li> </ul>
	地域間の広域連携を強化して情報発信力を高めるとともに、対象市場に訴求するストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域ルートを開発・提供し、海外へ積極的に発信							
	地域で気づかれていなかった魅力や課題の発見、施策の提案を行うとともに、地域関係者の能力向上を支援							
	テーマ別観光ルートをコンテスト方式で選定		古民家、アニメ、サイクリング等のテーマ別観光に取り組む地域をネットワーク化し、共同プロモーション、モニターツアー等を実施					
	広域観光周遊ルート内における「都市周遊ミニルート」の選定、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等のパッケージでの重点支援							
	駐車待ち車両と通過交通との分離による渋滞対策、円滑で確実な駐車により周辺駐車場への利用分散を促す「事前予約」の社会実験を実施		ビッグデータを活用した既存の道路・駐車場の有効利用、即効性のある渋滞対策強化					
	訪日外国人の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握可能な訪日外国人流動データの整備、活用促進							
	＜東北の観光復興＞							
	海外の旅行会社やメディア関係者等の招請							
	交通フリーパスの改善							
	PDCAサイクルを明確化し、効果的な観光資源の磨上げ、受入環境整備等を実施							
	広域観光周遊ルート形成の促進、旅館の再生・活性化							
	宿泊施設に対するインバウンド対応促進支援 (Wi-Fi環境整備、多言語化対応等の整備支援)							
	全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの第一弾として、東北プロモーションを実施		デスティネーション・キャンペーンとして、SNSや海外の著名人による東北地域の体験映像を活用したプロモーション等を実施					
	「復興観光拠点都市圏」への重点的な支援							
福島県における国内プロモーションや教育旅行再生事業等を実施								

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑤

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に①	＜観光資源の発掘と磨き上げ、新たな発想による観光地域づくり＞							<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> <li>2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。</li> </ul>
	観光地域のブランド化の支援と観光地づくりのビジネス化の促進							
	世界水準のDMOの形成・育成							
	日本版DMOを形成・確立していく際に参考となる「手引書」を策定し、日本版DMOの形成・確立を促進	手引書の関係者への普及						
	日本版DMOの候補となりうる法人を登録し、登録法人に対して関係省庁と連携して、支援の重点実施や相談へのワンストップ対応等を実施							
	「DMOネット」の開発(2017年3月)	DMO形成を行う者に対する提供 「DMOネット」の機能強化						
	「観光予報プラットフォーム」の普及・拡充を促進							
	世界最先端の人材育成プログラムを開発・提供、研修の試行				民間による研修の本格実施			
	専門的な知識を有するマーケットと地域のマッチング、派遣までの一体的支援							
	地方創生推進交付金なども活用した日本版DMOに対する総合的な支援							
	官民ファンド、関係機関、広域DMO等が連携・参画する枠組を案件に応じて設置し、規制改革に関する働きかけを行うとともに、民間による1兆円規模の事業に対する支援を実施							
	都道府県単位の入込客数及び旅行消費額に関する統計調査を2018年1月より本格実施							
	観光まちづくりを総合的に推進するため、地方公共団体向けの「観光まちづくりガイドライン」を作成・周知するとともに、観光まちづくりに関する相談窓口を国土交通省に設置	ガイドラインの関係者への普及						
	JNTOに地域コンサルティング窓口を設置し、地域に出向き、海外プロモーションに関するコンサルティングを行う事業を開始(2013年8月)・継続して実施							
観光庁と(株)地域経済活性化支援機構が、包括的連携協定を締結(2014年5月)	観光庁と(株)地域経済活性化支援機構が相互に連携・協力の下、観光を対象とした地域活性化ファンドを活用し、観光を軸とした地域活性化モデルを構築							
観光地域づくりを担う組織の運営体制の在り方について、先進事例の情報提供を強化し、地域における取組の質の向上を促進								

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑥

		2013年度～2016年度			2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
					概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に②	＜観光経営人材の育成・強化＞											
	トップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を一橋大学及び京都大学の大学院段階(MBAを含む)に形成するため、業界ニーズを踏まえながら産学官において実践的・専門的な教育プログラムを開発、海外大学等との連携								2018年度に設置・開学し、2020年に第一期生修了を目指す			<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> <li>2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。</li> </ul>
	地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、既存の大学観光学部等のカリキュラムの変革に向けた標準カリキュラムの開発に係る調査検証の実施、産学官でのカリキュラムポリシーの策定を促進											
	観光分野を含めたサービス産業の経営に関する専門的・実践的な教育プログラムの共同開発に対して支援											
	2015年3月	実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議において、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について(審議のまとめ)」を取りまとめ										
	2016年5月	中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための養育の多様化と質保証の在り方について」取りまとめ										
	2017年3月	学校教育法の一部を改正する法律案閣議決定										
	学校教育法改正法案提出等					設置認可手続			専門職大学の開設			
	地域の観光産業を支える、旅行者の多様なニーズに応える人材を育成するため、専修学校等の教育機関と産業界が連携し、教育プログラムの改善・向上を図る											
	＜「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開＞											
「観光地再生・活性化ファンド」の活動状況を踏まえつつ、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を平成30年度以降も安定的・継続的に提供できる体制の整備を検討												
＜次世代の観光立国実現のための財源の検討＞												
昨今のインバウンド拡大が我が国の経済、社会、人々の暮らしに変化を及ぼし、観光が成長戦略や地方創生の柱となる状況を踏まえて、今後更に増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について検討を行う												
＜宿泊施設の提供＞												
宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用を明確化する指針を策定し、地方公共団体へ通知を发出(2016年6月)					地方公共団体による制度の運用を推進							
古民家を宿泊施設にリノベーションする事業等に対して地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援												
宿泊施設に対するインバウンド対応促進支援 (Wi-Fi環境整備、多言語化対応等の整備支援)												

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑦

	2013年度～2016年度		2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
<b>観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に③</b>	<b>&lt;ビザの戦略的緩和&gt;</b> 2013年7月～：タイ及びマレーシア向けのビザ免除、ベトナム及びフィリピン向けの数次ビザ導入、インドネシア向けの数次ビザに係る滞在期間延長 2013年10月～：アラブ首長国連邦向けの数次ビザ導入 2013年11月～：カンボジア、ラオス及びパプアニューギニア向けの数次ビザ導入 2014年1月～：ミャンマー向けの数次ビザ導入 2014年7月～：インド向けの数次ビザ導入 2014年9月～：インドネシア、フィリピン及びベトナム向けの数次ビザ発給要件の大幅緩和 2014年11月～：インドネシア、フィリピン及びベトナム向けの実質ビザ免除（観光目的、指定旅行会社経由） 2014年12月～：インドネシア向けのビザ免除 2015年1月～：中国向けの数次ビザ発給要件の緩和 2015年6月～：ブラジル向けの数次ビザ導入 2015年8月～：モンゴル向けの数次ビザ導入 2016年1月～：インド向けの数次ビザ発給要件の大幅緩和 2016年2月～：ブラジル向けの数次ビザに係る滞在期間延長 2016年2月～：ベトナム、インド向けの数次ビザの発給要件の緩和 2016年10月～：中国向けの商用目的・文化人・知識人向け数次ビザの緩和及び一定範囲の大学の学生等に対するビザ申請手続きの簡素化 2016年10月～：カタール向けの数次ビザ導入 2017年1月～：ロシア向けの数次ビザの導入、商用・文化人・知識人向け数次ビザの緩和、自己支弁渡航の場合の身元保証書等を省略する措置を実施 2017年2月～：インド向けの大学の学生等に対するビザ申請手続きの簡素化 2017年2月～：ブラジル向けの数次ビザ発給要件の緩和 2017年5月～：中国向け一次・数次ビザの発給要件の緩和		訪日プロモーション事業の重点20か国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な5か国（中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア）を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連携して、ビザ緩和を戦略的に実施 - 訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制を整備 - 戦略的にビザ緩和を実施した国において、プロモーションを集中的に実施							<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> <li>2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。</li> </ul>
	<b>&lt;観光関係の規制・制度の総合的な見直し&gt;</b> 通訳案内士制度の在り方に関する検討会の取りまとめ					通訳案内サービスの供給量拡大				
	通訳案内士法の改正									
	旅行業全般について幅広く検討を行う旅行産業研究会の設置（2013年9月）及び取りまとめ（2014年5月）									
	新たな時代の旅行業法制に関する検討会の開催 ・ランドオペレーターの実態把握、問題のある事業者に対して適切に指導・監督するための制度の検討 ・地域限定旅行者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度の整備を検討		旅行業法の改正			所要の制度上の措置				
	観光産業革新検討会の開催、取りまとめ		ICTの活用、宿泊施設間の連携等による生産性向上のほか、宿泊産業のビジネスモデルの変換の促進に取り組む							

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑧

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
<b>観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に④</b>	<b>&lt;民泊サービスへの対応&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント開催時に一時的に自宅等を提供する際に旅館業法が適用されない場合を周知(2015年7月)</li> <li>旅館業法施行規則を改正し、小規模の農林漁業民宿に係る構造設備基準の特例措置の対象の範囲を拡大(2016年4月)</li> <li>年1回のイベント開催時に地方公共団体の要請等により自宅を旅行者に提供する行為を実施する地方公共団体において行うべき内容・手順等を周知(2016年4月)</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> <li>2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業法施行令改正による簡易宿所の面積基準の緩和等を実施(2016年4月)</li> <li>「民泊サービス」に係るルール整備等について、「民泊サービス」のあり方に関する検討会において報告書(2016年6月)を取りまとめ</li> <li>第193回通常国会に住宅宿泊事業法案及び旅館業法の一部を改正する法律案を提出</li> <li>国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設の使用期間の下限の短縮等の措置を講ずる国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令を施行(2016年10月)</li> </ul>	第193回通常国会に提出した住宅宿泊事業法案により、民泊サービスの適正な運営を確保するなど、観光旅客の来訪・滞在促進を図る						
	<b>&lt;日本ブランド発信に向けた政府一体的に取り組む体制の構築&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁の海外出展等の事業を含めたプロモーション方針を策定(2014年7月)</li> <li>リオ大会の開催中に設置された「TOKYO 2020 JAPAN HOUSE」に他省庁と連携して出展</li> <li>海外メディア向け映像・画像プラットフォームを2016年8月に開設</li> </ul>	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催国という国際的注目度をいかしつつ政府一体となって日本の魅力を海外に発信						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013年12月閣議決定)において、観光庁が実施する訪日プロモーション事業については、原則としてJNTOが発注主体となって実施することを決定、所要の体制を整備</li> </ul>	・JNTOが訪日プロモーション事業の実施主体として迅速な意思決定のもと、海外目線で事業を実施 ・現地の旅番組や、パワーブロガー・Youtuberなど、現地において高い発信力を有する者を招請し、地方の魅力を海外の隅々に発信 ・夏シーズンに加え、春の桜、秋の紅葉、冬の雪のシーズンの魅力を発信することにより、年間を通して訪日需要を創出 ・地域の魅力あるショッピングエリアを巡るコースを、地方ブロックごとに作り上げて、JNTOが海外に発信						
	海外の学校関係者などの招請や、海外におけるセミナーの開催等支援パッケージを検討し、「学校交流・体験促進プログラム」(仮称)として取りまとめ、実行	在外公館等を活用した日本紹介事業に加え、ビザ緩和や現地国との友好年・周年事業等の各種機会を活用し、海外プロモーション事業を展開する						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧米豪の有力なオピニオンリーダー等に特別な日本体験をしてもらい、その映像を海外のキー局で強力に発信</li> <li>海外の有力雑誌等のメディアや富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社を日本各地に年間100人招請し、ストーリー性のある日本の伝統・文化を発信するとともに、ターゲットに訴求する日本向けツアーの造成を促進</li> </ul>							
	独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)が地場の工芸品、製造業、農業等地域の魅力を分野横断的に海外にPRし、輸出や対日投資につなげる「地域貢献プロジェクト」及び「産業観光事業」を実施。JNTOの協力を得て、メディア関係者の招へい等を行い、対外発信力を強化。							
	欧米豪旅行者や海外富裕層を含めた「訪日旅行に関心がない層」を取り込むため、以下の取組を実施 ー外国人有識者からなるアドバイザーボード、マーケティングやICTの専門人材の活用等によるプロモーション実施体制の強化 ーデジタルマーケティングを活用した各市場のニーズ把握により、在外公館や民間企業等と連携しつつ、国別戦略に基づく現地目線でのプロモーションを市場ごとに展開 ー訪日旅行の魅力を表す統一的なメッセージやビジュアルを活用したグローバル・キャンペーンの実施 ー地方公共団体・DMOとの連携やコンサルテーション等の地方支援を行う部署の設置による地方が行うプロモーションの質の向上 ー外国人の視点を取り入れたJNTOウェブサイトの抜本的リニューアルやブロガー等の活用 等							
	招へい記者やプレスツアー参加記者による地方の観光資源取材を実施し、現地国民の心に響く形で日本の魅力を発信							

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑨

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末					通常国会
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に⑤	<p>&lt;クールジャパンと一体となった日本ブランドの発信促進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外のテレビ局招請による観光地紹介番組の制作・放映等の訪日プロモーションを実施</li> <li>日本関連コンテンツのローカライズ・プロモーション支援を実施</li> <li>観光促進に資する映像コンテンツ等を継続的に海外発信</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)や(株)海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)とJNTOとの連携を強化。</li> <li>クールジャパン機構の投資により、海外での日本のコンテンツ専用チャンネルを確保し、日本の魅力をPR。2020年までに22か国1.5億人(4100万世帯)への放送を実施。</li> <li>観光促進に資する映像コンテンツを、継続的に海外発信。</li> <li>既存の海外ネットワークを活用して日本関連コンテンツを放送し、効果的な日本の魅力発信。</li> <li>海外の消費者に対して影響力のある人材を活用した情報発信により日本の高品質なサービス事業等のインバウンド需要の拡大等を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> </ul>
	<p>&lt;2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えた観光振興及びインバウンド(訪日外国人旅行者)の飛躍的拡大に向けた取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針を策定(2015年11月閣議決定)。</li> <li>ホストタウン関係府省庁連絡会議を内閣官房に設置(2014年7月)。</li> <li>「ホストタウン推進要綱」を決定(2015年9月)。</li> <li>第一次(2016年1月)、第二次(2016年6月)、第三次(2016年12月)の登録申請において計138件(複数の地方公共団体による共同申請があるため、地方公共団体数としては186。相手国・地域数は63。)を登録。</li> <li>JNTOのウェブサイトにおける日本の伝統文化や地域の祭り等についての情報発信や、フランスで開催される日本のポップカルチャーの祭典「JAPAN EXPO」への出展等の取組を実施。</li> <li>ラグビー人気が高いフランスの旅行会社を招請する際、ゴールデンルート上の観光地に加え、会場となるスタジアムも行程に組み込み視察してもらう等の取組を実施。</li> <li>「beyond2020プログラム」ロゴマークを策定し、認証開始(2017年1月)。</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、全国各地に広げる</li> <li>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果を東京のみならず広く地域に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の地方公共団体や芸術家等との適切な連携の下、文化情報基盤の整備を通じて地域の文化等を、多彩な観光の魅力として発信し、体験してもらうための取組を全国各地で実施</li> <li>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2019年ラグビーワールドカップ日本開催をはじめとする他の国際大会等の確実な開催により、各地域に国内外から人々を誘客</li> <li>2020年以降を見据えたレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証し、関係機関が一体となってプログラムを推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> <li>2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビジット・ジャパン官民連携事業において、様々な主体と連携したプロモーションを展開</li> <li>クールジャパンを活用した訪日外国人の増加等を目的としクールジャパン資源を観光に活用した地域経済活性化研究会を開催</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>日本政府観光局(JNTO)海外事務所が中心となって、現地日系企業や政府関係機関とコンソーシアムを形成し、日本ブランド全体を売り込む直接的で強力なプロモーションを展開</li> <li>観光資源として活用可能なクールジャパン資源の発掘・磨き上げ、海外情報発信等を実施</li> <li>旺盛なインバウンド需要の開拓のため、魅力ある観光地作りや海外での日本の魅力のPR等を実施する事業に対し、クールジャパン機構が支援を実施する</li> </ul>	
	<p>外部のマーケティング専門家等が参画するマーケティング戦略本部を観光庁に設置(2014年4月)</p>							より科学的なマーケティングを実施	



# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑩

	2013年度～2016年度				2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
					概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に⑥	＜日本ブランド発信に向けた政府一体的に取り組む体制の構築＞											
	「MICE推進関係府省連絡会議」及び「MICE推進関係府省連絡会議ワーキングチーム」を設置しMICE支援策の検討等を実施				「関係府省MICE支援アクションプラン」(仮称)の策定等				MICE支援策の検討を継続			<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> <li>2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「グローバルMICE戦略・強化都市」として7都市を選定(2013年6月)し、支援</li> <li>「グローバルMICE戦略・強化都市」として2013年6月に選定した7都市に対し、2013年～2014年にマーケティング高度化支援事業を実施</li> <li>「グローバルMICE強化都市」として5都市を選定(2015年6月)し、マーケティング高度化支援事業を実施</li> </ul>				新たにMICEの取組に先進的な都市を選定し、コンベンションビューロー機能高度化のための支援を実施				各都市への支援の深化			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学会の有力者等をMICEアンバサダーに任命(2013年度、2014年度)</li> <li>具体的な国際会議の誘致活動を行っている者をMICE誘致アンバサダーに任命(2015年度、2016年度)</li> </ul>				MICE誘致アンバサダープログラムにより、より効果的なMICEの誘致を促進							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>JNTOの市場動向の分析等に係るマーケティング機能を強化</li> <li>JNTOのノウハウを活用したコンサルティング等を通じ、都市の司令塔となるコンベンションビューローの人材育成を強化</li> </ul>											
	＜ユニークベニューの開発、利用促進＞											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民関係者から成るユニークベニュー利用促進協議会を設置(2013年8月)</li> <li>ユニークベニューの開発・利用促進のため、制度の運用上の課題及び対策を整理した事例集を取りまとめ</li> <li>ユニークベニューのリスト化・海外発信</li> <li>一元化した問合せ窓口の設置</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニークベニューの海外発信</li> <li>ユニークベニュー利用促進のため、国内関係者への普及啓発を実施</li> <li>日本学術会議と観光庁の連携強化により、学会やアフターコンベンションでのユニークベニューの活用を促進</li> <li>ユニークベニューを活用した文化プログラムを実施</li> </ul>							
	＜訪日外国人増加を目的とした共同行動計画の策定＞											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光庁、JNTO、経済産業省、JETROの4者により「訪日外国人増加に向けた共同行動計画」を策定(2013年6月)、定期的に4者会合を実施</li> <li>海外の旅行博等において連携して日本の魅力を発信</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に4者会合を実施し、海外での旅行博等において連携して日本の魅力を発信</li> <li>共同行動計画に基づき、クールジャパン戦略に基づく取組と訪日プロモーション事業を連携して「JAPAN WEEKEND」を実施</li> </ul>							
	＜国際的な大規模イベントの招致・開催＞											
<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京への招致実現(2013年9月)</li> <li>数千人規模の複数の大型国際会議の日本誘致を実現</li> <li>スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催(2016年10月)</li> </ul>				象徴性のある国際的なイベントの積極的開催を通じて、イベント大国、国際交流先進国としての日本の姿を海外に強かに発信				ラグビーワールドカップ2019の開催(2019年9月～11月)			東京オリンピック・パラリンピック競技大会(2020年7月～9月)	
								ワールドマスターズゲームズ関西の開催(2021年5月)				

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」①

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に①	<b>&lt;最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現&gt;</b> 観光が持つ経済社会への波及効果を損なうことなく、外国人旅行者が我が国への出入国を迅速かつ円滑に行えるよう、また、訪日外国人旅行者数の増加に対応できるよう、計画的に、地方空港・港湾を含めたCIQ(税関・出入国管理・検疫)及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の安全確保のために不可欠な関連情報の収集分析について、必要な物的・人的体制の整備を促進						
	船舶観光上陸許可制度の創設とクルーズ船で再入国する際の手続の迅速化を内容とした改正入管法が施行(2015年1月)	施行					<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> </ul>
	「信頼できる渡航者」(トラステッド・トラベラー)として特定された者について、自動化ゲートの対象とする新たな枠組みを構築(2016年11月)	施行	対象者の更なる拡大に向けた検討				
	入国審査待ち時間を活用したバイオカード導入による個人識別情報の事前取得						<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> </ul>
	2016年中に、関西・高松・那覇にて実施						
	2017年4月から成田空港等12空港に拡大						<ul style="list-style-type: none"> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> </ul>
	対象空港の拡大の必要性の検討						
	出発地空港で個人識別情報を事前取得し、入国時の手続を簡素化するためのプレクリアランス(事前確認)の早期実現に向けた相手国・地域との調整協議				運用開始(運用開始に向けた準備を含む)		<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> </ul>
	日本人帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けた必要な準備(2017年度中に一部の空港で先行導入予定)				導入・拡大		
	個人識別情報を活用し、外国人の出国時の自動化ゲート利用対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等を検討						<ul style="list-style-type: none"> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> </ul>
	他の主要空港でのファーストレーン早期導入の実現に向けた検討						
	・ファーストレーン実施に向けて航空会社、空港会社、航空局、観光庁、CIQ(税関・出入国管理・検疫)機関等をメンバーとする検討会を設置、対象旅客の範囲、費用負担のあり方等について検討 ・成田空港・関西空港の入国審査場において実現(2016年3月)						
	成田空港・関西空港において、入国諸手続に要する時間の計測・公開の実証実験		両空港における実証実験結果を踏まえた公開システムの導入準備				
			先進的なボディスキャナーを那覇など8空港に導入	全国主要空港への拡大			
			ボディスキャナー以外の先進的な保安検査機器(爆発物等自動検査機器)の導入を推進				
<b>&lt;新幹線、高速道路などの高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備&gt;</b>							
		2017年3月から国内での購入が可能となった「ジャパン・レールパス」の一層の認知度向上を図るとともに、外国人旅行者が購入しやすい環境の整備を促進する					
		観光客のニーズにあった観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図るとともに、外国語による効果的な情報発信や、プロモーション等を実施					
		すべての利用者にわかりやすい案内の実現のため、高速道路の路線名に併せて路線番号を用いて案内する「高速道路ナンバリング」について、2020年概成に向け、全国の高速道路等において整備を推進					
		SA・PAの乗継拠点整備、高速バスストップにおけるパークアンドライドを推進するとともに、道路空間の利活用による鉄道等との乗継強化の取組を官民連携で推進し、交通モード間の接続(モーダルコネク)を強化 ・地域バスの利用環境の向上に向けた、タウン・モビリティマネジメント、バス待ち環境の改善、道の駅のデマンドバスやカーシェアの乗継拠点化、BRT等による輸送効率化・省人化などの取組を官民連携で推進					
		過疎地等における訪日外国人をはじめとする観光客等の移動がより便利で快適なものとなるよう、国家戦略特別区域法の枠組みを活用して、自家用自動車の活用拡大					
		高速道路会社が、国、地方公共団体、レンタカー事業者等と連携して、地方の高速道路において、定額で乗降り自由な外国人旅行者向け周遊ドライブパスなどの企画割引を展開					

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑫

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に⑫	<p style="text-align: center;">郵便局・道の駅等における観光情報の提供を促進</p> <p>「道の駅」を地域の観光振興の核として位置付け、優れた取組を行う「道の駅」を全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」として選定し、各省庁の施策を総動員して、観光拠点化の取組を支援 全国各地の「道の駅」の模範となって質的向上に寄与する、特定テーマ型モデル「道の駅」を新たに選定(2016年度～)</p>							<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> </ul>
	<p>＜地方空港等のゲートウェイ機能強化＞</p>							
	<p>首都圏空港を含めたオープンスカイについて、パプアニューギニア、ポーランド、カンボジア、ラオス等32か国・地域と合意</p>	<p>日本との往来の増加が見込まれる国・地域に対して、首都圏空港を含めたオープンスカイを戦略的かつ積極的に推進</p>						<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>LCC(低コスト航空会社)の参入促進のため、着陸料の引き下げ、手荷物取扱施設使用料の引下げ等を実施(成田空港、関西空港)</li> <li>LCC専用ターミナルの整備(成田空港:第3ターミナル(LCCターミナル)2015年4月8日供用開始、関西空港:第2ターミナル(国際線)2017年1月28日供用開始)</li> <li>LCC等の新規就航、増便に対応するためのエプロン整備(中部空港)</li> <li>操縦士の年齢上限について、一定の条件を付した上で65歳未満から68歳未満に引上げ</li> </ul>	<p>LCC専用ターミナルの整備(中部空港)</p>						
	<p>操縦士・整備士の確保・養成対策の推進などLCCの参入促進に資する施策の検討・実施</p>							<ul style="list-style-type: none"> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> </ul>
	<p>北海道において、複数空港の一体運営(コンセッション等)を推進</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方の国管理・共用空港において、地域の国際線誘致等の取組と協調して着陸料の軽減を実施</li> <li>地方空港における国際線の就航を強力に推進するため、国が重点的に支援を行う「訪日誘客支援空港」の認定に向けた募集を実施</li> </ul>	<p>新規就航・増便に係る着陸料の割引や補助、航空旅客の受入環境高度化に係る施設整備への補助など、総合的な支援措置を実施</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新千歳空港において、2017年3月下旬からの夏ダイヤより、1時間当たりの発着枠を拡大</li> <li>新千歳空港において、2016年10月下旬からの冬ダイヤより、国際線航空便の発着枠を大幅に拡大</li> </ul>	<p>新千歳空港において、国際線航空便の乗り入れ制限の緩和及び1時間当たりの発着枠の拡大を最大限活用し、国際航空便の受入拡大を着実に実施</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国籍ビジネスチャーター機が我が国に乗り入れる場合において、一定の条件を満たす場合に、それに接続する国内区間を許可対象とする措置を実施</li> <li>小型ビジネスジェット機によるチャーター事業を対象とした運航基準に係る包括的な基準の策定</li> <li>羽田空港国際線旅客ターミナル内に専用CIQ施設等を備えた専用動線を整備</li> <li>羽田空港において、ビジネスジェットの運航計画の月次申請締切日及び確定日の早期化(5日前倒し)</li> <li>関西国際空港において、訪日外国人のビジネスジェット利用者も使用可能なファーストレーンの設定</li> <li>成田空港において、ビジネスジェットが利用可能なスポットの増設</li> <li>羽田空港において、ビジネスジェットの発着枠の拡大、発着調整における優先順位の引き上げ、駐機可能機数の拡大を実施</li> <li>外国籍ビジネスジェットに係る手続期間の短縮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>羽田空港において、駐機可能スポットの増設を行うとともに成田空港においても受入環境改善に向けて関係者間で協議を進める</li> <li>羽田・成田両空港はもとより、他空港も活用しながら、ビジネスジェット需要を万全に受け入れられるよう検討を促進</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> </ul>
	<p>訪日需要の急速な増加等に対応するため、地域の拠点空港等の機能強化や先進的な保安検査機器の導入等を推進</p>							

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑬

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI					
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会								
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に⑬	<p style="text-align: center;"><b>首都圏空港の機能強化方策の具体化に向けた協議・方策の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>首都圏空港年間合計発着枠75万回化達成 羽田空港…年間発着枠44.7万回化達成(2014年3月) 成田空港…年間発着枠30万回化達成(2015年3月)</li> <li>年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向け、2014年8月に羽田空港の飛行経路の見直しを含む機能強化方策の具体化について、関係地方公共団体や航空会社が参画する協議会を設置</li> <li>羽田空港の機能強化について、住民の幅広い理解を得るため、関係地方公共団体の協力を得ながら、双方向の対話を実施(住民説明会:2015年7月～9月、2015年12月～2016年1月)</li> <li>2016年7月に環境影響等に配慮した方策を策定し、羽田空港の機能強化に必要な施設整備に係る工事費及び環境対策費を国が予算措置することについて、関係地方公共団体から理解を得た</li> <li>羽田空港の飛行経路の見直しに必要な施設整備に着手するとともに、2017年1月より住民説明会を順次開催</li> <li>成田空港の第3滑走路の整備等の更なる機能強化策について、地域住民に説明することが2016年9月の地方公共団体との協議会において了承されたことを受け、地域への説明を実施</li> </ul>							<p style="text-align: center;"><b>メディア等を活用した広報</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>引き続きの丁寧な情報提供</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>施設整備</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>防音工事等</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>深夜早朝時間帯の利便性向上などの空港アクセスバスの更なる改善</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>国内の地域間交流や訪日外国人の国内移動を更に活性化させるため、低廉かつ良質な交通サービスであるLCCや高速バス等のネットワークの充実及び新たな旅行需要の創出等を図る</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内観光の振興・国際観光の拡大に向けた高速バス・LCC等の利用促進協議会において取組方針をとりまとめ(2016年3月)</li> <li>高速バス情報プラットフォーム-Japan Bus-Gateway-を開設(2017年1月)</li> </ul>							<p style="text-align: center;"><b>イメージ向上のためのプロモーション戦略の実施、低廉で利便性の高い空港アクセスの確保及びLCC等と空港アクセスのセットでのプロモーション、高速バス情報プラットフォームの運営・「道の駅」との連携等に取り組み</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>国内観光の振興・国際観光の拡大に向けた高速バス・LCC等の利用促進協議会の取組方針を踏まえ、各課題についての具体的施策を着手可能なものから実施</b></p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>&lt;クルーズ船受入の更なる拡充&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国クルーズ船に対応する「ワンストップ窓口」のPRを実施(2013年9月ハンブルク、2014年3月・2015年3月マイアミ、2016年3月フォートローダーデール、2017年3月フォートローダーデール)</li> <li>寄港地周辺の観光情報を提供するウェブサイトを開発(2014年3月)、港湾周辺で行われるイベントスケジュール一覧機能追加など同ウェブサイトの拡充(2015年11月)</li> <li>全国クルーズ活性化会議と連携して、クルーズ船社、港湾管理者、地方公共団体が参加する商談会(2014年11月から2015年2月に3回、2015年11月から2016年2月に4回、2016年10月から2017年2月に5回)、クルーズ・シンポジウム(2015年1月)を開催</li> <li>クルーズ船の寄港増や大型化に対応するため、クルーズ船の受入環境を緊急整備(2015年、2016年)</li> <li>クルーズ旅客の利便性、安全性の確保等を図る事業を行う地方公共団体等に対する補助制度を創設(2016年)</li> <li>民間事業者による旅客施設の整備等を無利子貸付制度の対象として追加(2016年)</li> <li>国が指定した国際クルーズ拠点の形成を図る港湾において、旅客施設等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先使用などを認める新たな仕組みを創設するための「港湾法の一部を改正する法律案」を2017年3月に国会へ提出</li> <li>「日ASEANクルーズ振興戦略」策定(2014年11月)</li> <li>ASEANと日本をつなぐクルーズのモデルルートをASEANと共同して作成するとともに、クルーズによる交流拡大のためのシンポジウムを開催(2016年3月)</li> <li>訪日クルーズ商品のASEAN市場への展開に向けて、現地旅行会社を対象としたセミナーをシンガポール・タイにおいて開催(2017年1月)</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現を目指し、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱や防舷材の整備やドルフィン・棧橋等の整備を推進するとともに寄港地のマッチングを推進</li> <li>「みなとオアシス」の活用等による新たなクルーズビジネスを確立</li> <li>民間による旅客ターミナルビル等の整備に対する無利子貸付制度の活用を進めるとともに、旅客ターミナルビル等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先利用等を認める協定制度の創設を通じて、国際クルーズ拠点を形成</li> <li>全国クルーズ活性化会議と連携して、寄港地の全国展開に向けたプロモーションを推進(クルーズ船社等のキーパーソンを招請し、商談会を開催)</li> <li>訪日クルーズ商品のASEAN市場への展開に向けて、現地旅行会社を対象としたセミナーを開催</li> <li>振興戦略に基づき、ASEANからのクルーズ客の増加に寄与する施策を実施</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> </ul>

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑭

	2013年度～2016年度				2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI		
					概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会					
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に④	<公共交通利用環境の革新>												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者の受入に向けた地方ブロック別連絡会の設置(2015年3月)</li> <li>訪日外国人旅行者の受入に向けた地方ブロック別連絡会の取りまとめ</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>地方ブロック別連絡会を発展的に改組し、「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を設置</li> <li>幅広い関係省庁や多数の官民の関係者との連携・調整により、観光ビジョン掲載施策の具体化について協議</li> </ul>			引き続き必要な措置を実施するとともに新たな課題への対応策について検討				<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> </ul>	
	全ての新幹線において外国語によるインターネット予約を可能とするため、東海道山陽新幹線・九州新幹線等関係鉄道事業者との調整を継続												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者に対するアンケート調査及びモニターツアーによる手ぶら観光のニーズ把握</li> <li>共通ロゴマークの選定及び運用開始(2016年度末現在163カウンターにおいて使用を認定)</li> <li>「手ぶら観光」をPRするホームページ・パンフレットの作成</li> <li>多言語による補助媒体の作成 等</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>手ぶら観光の普及促進</li> <li>手ぶら観光カウンターを全主要交通結節点に設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 共通ロゴマークの普及・活用</li> <li>- ホームページやパンフレットを活用した「手ぶら観光」の周知や海外旅行会社・航空会社への商品組み込みの促進等</li> </ul> </li> <li>商店街等における免税販売手続と配送手続の一括化等によるサービスの高度化等</li> <li>免税品の海外直送(国際手ぶら観光サービス)の本格的な展開</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸切バスの営業区域について、地方ブロック単位まで拡大する弾力化措置を実施(2014年4月)</li> <li>地方ブロック単位又は営業所所在の隣接県まで拡大する弾力化措置を実施(2015年4月)</li> </ul>				地方ブロック単位及び営業所所在の隣接県まで拡大する弾力化措置を2018年3月まで延長 同年4月以降の対応については、訪日外国人旅行者の動向等を確認しつつ、恒久化を含め検討							<ul style="list-style-type: none"> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた検討会取りまとめ(2015年7月)</li> <li>片利用共通接続システムの構築に向けた検討会取りまとめ(2017年3月)</li> <li>交通系ICカードの普及状況及び導入における諸課題・効果等の把握</li> </ul>				検討結果を踏まえて、ICカードの普及・利便性拡大に向け、関係者へ働きかけを実施							<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> </ul>	
外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語表示の充実等の取組を実施													
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> </ul>													

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑮

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に⑮	<b>&lt;キャッシュレス環境の飛躍的改善、通信環境の飛躍的向上、誰もが一人歩きできる環境の整備&gt;</b>					<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> </ul>
	海外発行カードで現金が引き出せるATMの設置を促進するとともに、利用可能なATMの情報をJNTOのHP等にて提供					
	クレジットカード決済端末の普及促進					
	クレジットカード決済端末のIC対応化等による不正使用対策の義務付け等を措置した、割賦販売法の一部を改正する法律による改正後の割賦販売法の円滑な施行に向けて、政省令等を整備					
	無料公衆無線LAN環境の整備促進 (エリアオーナーに対する整備の働きかけ、認証手続の簡素化・一元化、共通シンボルマーク(Japan Free Wi-Fi)の普及促進、海外への情報発信、地方公共団体等への支援、民間事業者提供拠点の活用促進等)					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>無料公衆無線LAN環境整備のための推進体制として無料公衆無線LAN整備促進協議会を設置(2014年8月)</li> <li>「訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続の簡素化・一元化の実現等に向けた取組方針」の策定(2016年2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年度までに約3万箇所の防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を推進</li> <li>既設の無線LANアクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20万か所以上のシームレスな無線LAN利用が可能な環境を実現</li> </ul>				
	新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の2020年までの解消を目指す					
	訪日観光客等が持ち込む携帯電話端末等における国内発行SIMカードの利用円滑化のため、電気通信事業法等の一部を改正する法律による改正電波法の施行(2016年5月)	空港・店舗への販売拠点の設置推進を通じた、訪日外国人向けの国内発行SIMカードの利用促進				
	国際ローミング料金の低廉化について、二国間協議を開始(2015年2月)	外国政府との二国間協議・多国間協議の推進				
	JNTO認定の外国人観光案内所を2017年度中に1,000か所程度とすることを目指し、認定制度の周知を行うとともに、案内所の整備を促進					
	観光拠点情報・交流施設の整備を促進するほか、観光地周辺の公衆トイレの洋式化等を促進					
	拡大するムスリム旅行市場からの誘客に向けた、プロモーション、受入環境整備等を内容とする省庁横断のアクション・プランを2017年度中を目途に策定					
	ムスリム対応の推進					
	ピクトグラムや矢羽根型路面表示の仕様を標準化し、安全で快適な自転車利用環境を創出					
	<b>&lt;外国人患者受入体制等の充実&gt;</b>					
外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、外国人患者受入体制及び外国人旅行者への医療機関情報提供を充実						
<b>&lt;休暇改革&gt;</b>						
外国人患者受入体制が整備された医療機関を100か所で整備することを目指す ・「外国人患者受入体制が整備された医療機関」を100か所で整備することを目指す ・基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入体制の裾野拡大に着手し、受入環境の更なる充実を目指す						
左記の取組を着実に実施						
5日間の年次有給休暇付与と使用者に義務付けることについて、労働政策審議会で検討し、2015年2月に取りまとめ、同年の通常国会に労働基準法等の一部を改正する法律案を提出	労働基準法改正案の施行・周知を図る					
10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィークなどの連続休暇を取得しやすい時季に年次有給休暇取得の集中的な広報						
地域において、関係労使、地方公共団体、NPO等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成						
「地域において家族で学ぶ機会の充実を図る観点からの学校休業日の設定について(依頼)」を発出(2016年4月)						
各地で学校休業日の柔軟な設定等のための様々な取組が進むよう、教育委員会や学校等に対して一層の周知を実施						
教育機関の柔軟な休業日の設定に合わせ、年次有給休暇取得を年間3日増やすよう産業界に働きかけることで、平日の家族旅行を推進						
国家公務員の学校休業日に合わせた年次休暇取得促進						
大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないよう対応を検討の上、学校休業日の分散化、分散化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保、これらの取組を官民一体となって推進する(「キッズウィーク」)						

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑬

	2013年度～2016年度				2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
					概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に⑬	<多言語対応>				・ガイドラインの周知 ・各モードにおける多言語対応の推進 ・飲食店において、多言語メニューの用意等の取組が進むよう、事業者団体と連携しながら、先進的事例の紹介やセミナーの開催 ・翻訳精度の高度化に係る研究開発、観光現場や病院など実フィールドでの社会実証の実施 ・クラウド型翻訳サービスプラットフォームを開発					・訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 ・訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 ・地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 ・外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 ・日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。	
	・多言語対応の改善・強化のための共通ガイドラインを策定・公表(2014年3月) ・多言語音声翻訳システムの研究開発及びデータベースの整備を実施 ・「グローバルコミュニケーション計画」発表(2014年4月) ・社会実証の内容やシステムの検討 ・宿泊施設、公共交通機関、観光案内所等における多言語表記の整備支援(2016年4月～)				多言語音声翻訳システムの社会実証を実施						
	外国人運転者にも分かりやすい道路標識の在り方について検討				英語を併記した「一時停止」標識等を、新設又は更新に合わせて順次整備						
	・高精度測位技術等ICTを活用した情報提供、ナビゲーションの高度化に向けた課題の検討及び推進体制の構築 ・成田空港や横浜国際総合競技場、東京駅・新宿駅で位置情報サービスの実証実験を実施				空港や競技場、都内の主要駅等で屋内の電子地図・測位環境を整備・活用した位置情報サービスの実証を通じて、サービス内容を充実するとともに、サービスの普及を促進			実証・検討成果を展開			
	<ツアーオペレーターの認証制度、宿泊施設についての情報提供制度>				・ツアーオペレーターの認証制度の定着 ・国内外で開催される旅行商談会等で認証事業者のPRを行うなど海外旅行会社に対する働きかけを実施						
	日本旅行業協会(JATA)が2013年度より運用を開始したツアーオペレーターの認証制度の普及促進及び認証取得事業者の周知										
	・宿泊施設に関する情報提供のあり方について、今後の方向性を取りまとめ(2014年4月) ・外国人旅行者向け宿泊施設検索窓口サイトの開設(2015年7月開設)				外国人旅行者のニーズを踏まえたコンテンツ(旅館のPR動画等)の充実						
<宗教上の制約に配慮した受入環境の整備等>				・日本における食事や礼拝環境等の情報を発信 ・宿泊施設・旅行者向け講習会、手引きの作成・配布による受入関係者への情報提供を実施							

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑰

		2013年度～2016年度		2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
				概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
⑦ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に	<2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザインの推進> ・2016年2月、「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置 ・2017年2月、上記連絡会議を「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」に格上げ 上記連絡会議において、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーに関する検討を行い、閣僚会議において「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の実行、フォローアップ（計画決定と並行して実行開始）									
	連携 ○「ユニバーサルデザインの街づくり(東京大会に向けた重点的なバリアフリー化及び全国各地における高い水準のバリアフリー化の推進)」及び「心のバリアフリー」を推進するべく、以下の取組を実施 ・2015年度～2016年度のバリアフリー化調査等を踏まえ、空港からのアクセスルート、競技会場周辺、主要ターミナルや観光スポットにおける面的・一体的なバリアフリー化の推進 ・「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」の場において、今後達成すべき新たなベンチマークについて検討 ・ICTを活用した歩行者移動支援サービスの導入等、分かりやすい案内情報の提供を推進 ・心のバリアフリーについて、副教材や、当事者参画によるセミナー・キャンペーン等を開催し、国民的運動の気運を醸成 ・バリアフリー法を含む関係施策の検討、スパイラルアップ ・交通・観光分野における接遇の向上(接遇ガイドライン等の作成)と職員研修の充実 ・バリアフリー法に基づく交通バリアフリー基準・ガイドライン、建築設計標準の改正 ・交通機関における車いす利用環境改善に向けた検討 ・バス及びタクシー(特に空港アクセスバス及びユニバーサルデザインタクシー)について ・函柄入りナンバープレート寄付金も活用したバリアフリー車両の導入支援 ・オリパラ関連駅へのエレベーター増設やホームドア整備の重点支援 ・全国の主要な旅客船ターミナルのバリアフリー状況点検とバリアフリー化促進 ・成田空港・羽田空港旅客ターミナルのバリアフリー化促進 ・競技会場と周辺の駅を結ぶ道路及び全国の主要な鉄道駅、観光地周辺の道路等におけるバリアフリー化や道路案内標識の改善を推進 ・外国人観光客への道案内や困っている障害者等への声掛けをオールジャパンのムーブメントとして具体化									
	・2020年東京オリパラ競技大会等を見据えて、国土交通省内にバリアフリーWGを設置(2014年9月)し、具体的な施策を取りまとめ、公表(2015年8月) ・上記に基づき検討会を設置(2015年10月)し、今後のバリアフリー・ユニバーサルデザインの在り方について取りまとめ(2016年3月)									
	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、障害の有無に関わらず全ての人々にとって、参加可能な大会となるよう、大会会場やそのアクセス経路等に係るハード・ソフト両面のバリアフリー化の基準となる「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を2016年春を目途に策定し、その考えに沿った街づくりや心のバリアフリーを全国に展開することにより、潜在需要を取り込み、消費活動を活性化 バリアフリー法に基づく基本方針に定める整備目標の確実な達成を支援									
・訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。 ・訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。 ・地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。 ・外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。 ・日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。										



# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑱

	2015年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
観光立国のショーケース化(①観光地域)【改革2020】	<ショーケースの認定>	エリア選定・確定(釧路市、金沢市、長崎市)				中間 取組 評価		
	<関係省庁連携チーム>	部局横断プロジェクトチーム 発足	各省庁連携し、ショーケースの磨き上げについて、優先的に支援					
			民間事業者とのマッチング及び関係省庁からの積極的な助言・提案による民間からの投資促進					
			必要に応じ、規制緩和を実施					
	<日本版DMO>		支援要望 支援	支援要望 支援	支援要望 支援	支援要望 支援		
		・日本版DMOの立上げ、取組体制整備 ・実施計画の策定	観光資源の磨き上げ・プロモーション等					
	<観光資源の磨き上げ>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用した新商品の開発・提供</li> <li>・日本食・食文化、農山漁村等の魅力活用</li> <li>・文化財や地域の歴史的まちなみの保存・整備・活用、良好な景観の形成等</li> <li>・エコツーリズムの推進 等</li> </ul>			既に提供された商品や実証中の取組等を踏まえ、中間的な評価を行う。	中間評価を踏まえ、更なる観光資源の磨き上げを推進	東京大会
<ストレスフリーの環境整備>		Wi-Fiの整備、クレジットカード決済・IC対応端末の普及促進、免税店数の増加などストレスフリーの優先的な環境整備			整備状況を踏まえた評価	中間評価を踏まえ、更なる充実を図る		
<海外への情報発信>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・在外公館等も活用した海外への魅力発信、クールジャパンとの連携</li> <li>・地域の魅力を伝える放送コンテンツ等の発信</li> <li>・文化プログラムを活用した文化の発信 等</li> </ul>			取組を整理し、トップランナーとしての発信	これまでの情報発信を踏まえ改善		
							<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> <li>・訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> <li>・地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> <li>・外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> <li>・日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> </ul>	

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑱

	2015年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	中間 取組 評価			
観光立国のショーケース化(②東京)【改革2020】	<ユニバーサルデザイン2020>	「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の実行(取りまとめと並行して実行開始)						東京大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置(2016年2月)</li> <li>「ユニバーサルデザイン2020関係関係会議」に格上げ(2016年2月)</li> <li>ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーに関する検討を行い「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を取りまとめ</li> </ul>								
	ショーケースとしての取組主体及び場所・内容の決定	進捗状況の確認			<ul style="list-style-type: none"> <li>中間年における取組内容の見直し</li> <li>ショーケースとしてのプロモーションを検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>進捗状況の確認</li> <li>ショーケースとしてのプロモーションを実施</li> </ul>			
	<公共交通機関等におけるバリアフリー化>	引き続き、空港からのアクセスルート、競技会場やその周辺等のバリアフリー化を推進するとともに、バリアフリー法の整備目標の着実な達成を目指すことで、利用者の9割以上をカバーする旅客施設において全ての方がバリアフリー化された公共交通施設を利用できるようにする							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>オリ・パラに向けたバリアフリー化調査→2015年度末に取りまとめ</li> <li>2015年度のバリアフリー化調査の結果等を踏まえ、空港からのアクセスルート、競技会場やその周辺等における面的・一体的なバリアフリー化の推進</li> </ul>								
	<心のバリアフリー>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザイン2020に基づき、心のバリアフリーについて、副教材や当事者参画によるセミナー・キャンペーン等を開催し、国民的運動の気運を醸成</li> <li>交通・観光分野における接遇の向上(接遇ガイドライン等の作成)と職員研修の充実</li> </ul>			心のバリアフリーに関する国民的運動の展開→国民的運動を推進し、高齢者・障害者等に対して市民が手助けする文化を醸成				
<分かりやすい案内情報提供の推進>	共通クラウド基盤の機能の高度化及び社会実装に必要な仕組みやルールの検討・社会実装に向けた取組の推進					中間評価を踏まえた改善とプロモーション			
<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルサイネージによる使用言語等の属性に応じた情報提供機能の拡大の検討</li> <li>個人の属性(言語等)に応じた情報提供を実現するための共通クラウド基盤の機能や仕組みを検証</li> </ul>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>案内表示の統一化、ピクトグラムの新規作成等に向けた調査→オリ・パラに向けたピクトグラムの在り方について交通エコモ財団による検討会に参画</li> <li>作成したピクトグラムのJIS化に向けた調整</li> <li>情報提供設備の調査</li> </ul>	2015年度、2016年度の調査結果等を踏まえ、ピクトグラムやデジタルサイネージを活用した新しい案内表示の導入支援								
<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内外の電子地図等の整備・活用の促進に向けた先行的な実証実験の実施</li> <li>オープンデータサイトの開設</li> <li>大会関連施設や周辺地域における実証、試行的なオープンデータ環境の整備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリールート等の情報提供の充実</li> <li>ICTオープンデータプラットフォームの構築</li> <li>各省施策の連携によるプレサービスの実現</li> </ul>								

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑳

	2015年度～2016年度		2017年度			2018年度	2019年度	2020年度	KPI	
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
観光立国のショーケース化③成田空港・羽田空港【改革2020】	<省庁連絡協議会の設置>		進捗状況の確認			中間取組評価 ・ 中間年における取組内容の見直し ・ 実装箇所におけるヒアリング	進捗状況の確認 ・ ショーケースとしてのプロモーションを実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す。</li> <li>訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目指す。</li> <li>地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す。</li> <li>外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す。</li> <li>日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。</li> </ul>	
	<ストレスフリー等の取組(無線LAN、多言語対応)>		ICTを活用した訪日外国人旅行者拡大に向けた環境整備の促進 ・ 成田空港におけるバリアフリー情報等提供の実証実験実施 ・ 無料公衆無線LANの整備促進及び周知広報 ・ 多言語音声翻訳技術の研究開発・社会実証を通じた社会実装			中間評価を踏まえた改善とプロモーション				
	<空港アクセスの改善(鉄道・バス)>		空港アクセス関連駅におけるバリアフリー化等を推進							
	東京圏における今後の都市鉄道の在り方について交通政策審議会で審議・答申(2014年5月～2016年4月)									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家戦略特区における空港アクセスバス事業の推進(運賃の柔軟な設定等)、深夜早期時間帯におけるバスアクセスの利便性向上等を通じたバスアクセスの更なる充実</li> <li>深夜早期時間帯の利便性向上等の空港アクセスバスの更なる改善</li> </ul>									
	<空港をゲートウェイとしたコンテンツの発信(デジタルサイネージ・ロボット・世界最先端のトイレ)>									
	○デジタルサイネージの普及		共通クラウド基盤の機能の高度化及び社会実装に必要な仕組みやルールの検討・社会実装に向けた取組の推進							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準仕様を策定</li> <li>個人の属性(言語等)に応じた情報提供を実現するための共通クラウド基盤の機能や仕組みを検証</li> </ul>									
	○世界最先端のトイレ		トイレの使用方法・マナー向上等の啓発活動実施							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレの質の向上の検討</li> <li>トイレ等の環境整備・利用の在り方に関する調査の実施</li> </ul>									
○ロボットの活用										
実証事業の実施		実証事業の実施			実装		ロボットの随時活用			
ルールの検討		PDCAを回しルールを改訂								

※同様の取組を成田空港・羽田空港以外の地方の空港に波及させる。

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」②①

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
スポーツ産業の未来開拓・成長産業化①	<スポーツ産業の未来開拓・成長産業化>							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ庁発足(2015年10月)</li> <li>・スポーツ未来開拓会議開催(2016年2月より)(2016年6月 中間報告)</li> <li>・第2期スポーツ基本計画策定(2017年3月) (「スポーツの成長産業化」を明記)</li> </ul>	第2期スポーツ基本計画等に基づき、具体的な取組を実施 (下記の取組とも連動)						<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ市場規模(2015年:5.5兆円)を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。</li> <li>・成人の週1回以上のスポーツ実施率を、現状の40.4%から、2021年までに65%に向上することを目指す。</li> <li>・<b>全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2025年までに新たに20拠点を実現する。</b></li> </ul>
	(スタジアム・アリーナ推進官民連携協議会の開催)	スタジアム・アリーナ改革の推進						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタジアム・アリーナ改革指針公表(2016年11月)</li> <li>・「スタジアム・アリーナガイドブック」(仮称)公表(2017年6月頃)</li> </ul>	専門家派遣等による個別の計画策定案件の支援等			更なる支援策の実施			
	部活動指導員の制度化(2017年4月)	学校と地域のスポーツ団体等による協働に向けた取組の実施						
	スポーツ経営人材プラットフォーム協議会を開催し、スポーツ経営人材の育成・活用に向けた検討の開始(2016年10月)	スポーツ経営人材の育成・活用の具体化に向け、協議会においてカリキュラムの策定や学位の創設等について検討			必要な対応策の実施			
		人材育成、マッチング、研究開発を柱とする教育機関の設立に向けた検討			必要な対応策の実施			
	大学スポーツの振興に関する検討会議最終取りまとめ(2017年3月)	日本版NCAAの創設に向けた制度設計の検討を行い、日本版NCAAの創設を目指す			日本版NCAA設置を通じた施策の推進			
		スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(仮称)の構築に向けた検討			スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(仮称)を通じた施策の推進			
		「スポーツツーリズム」の活性化に向けた官民協働のプロモーション戦略の策定・実施			プロモーションの普及・実施			
		「地域スポーツコミッション」の取組の支援						
		日本独自のスポーツコンテンツの海外展開に向けた官民連携による促進策の検討			必要な対応策の実施			
	アスリートが競技に専念できる環境整備と引退後のキャリア構築の推進策の検討			必要な対応策の実施				
新たなスポーツメディアビジネスの創出に向け、諸外国の先進事例も踏まえた検討を開始(2016年度)	海外地域での放映権ビジネスの拡大に向けた戦略的取組の検討			必要な対応策の実施				

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」②

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末				
スポーツ産業の未来開拓・成長産業化②	<p>スポーツ人口の増加方策についての検討</p> <p>全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するため、「「Special プロジェクト2020」文部科学省推進本部」を設置(2016年6月)。同年9月には、プレイベント(ポッチャ)を開催。</p>	<p>スポーツ参画人口の拡大に向けてライフステージに応じたスポーツ活動を推進</p>			<p>必要な対応策の実施</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• スポーツ市場規模(2015年:5.5兆円)を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。</li> <li>• 成人の週1回以上のスポーツ実施率を、現状の40.4%から、2021年までに65%に向上することを目指す。</li> <li>• <u>全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2025年までに新たに20拠点を実現する。</u></li> </ul>	
		<p>女性のスポーツ実施率向上に向けた「女性スポーツキャンペーン」の検討</p> <p>スポーツ関係機関の役職員の女性比率に関する目標・対策等の方針の検討</p>	<p>障害者のスポーツ実施率向上に向けた全国的スポーツイベントの開催や特別支援学校の障害者スポーツ拠点活用支援</p>					

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」②③

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
	<文化芸術資源を活用した経済活性化>						
文化芸術資源を活用した経済活性化①	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の文化GDPの試算</li> <li>文化芸術資源の活用による経済波及効果の事例収集</li> <li>我が国の文化芸術による経済効果の把握</li> <li>諸外国の成功事例の分析や文化芸術にかかるデータの収集等</li> <li>政策ロードマップの策定に向けた検討</li> <li>文化経済戦略特別チームの設置(2017年3月)</li> </ul>	文化経済戦略(仮称)の策定			文化経済戦略(仮称)の実行		<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年までに、文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す。</li> <li>2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。</li> </ul>
	「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定(2016年4月)	文化芸術資源の活用・情報発信の強化や修理・美装化によって観光資源としての質の向上を計画的に進める					
		文化財保護制度全般の見直しの検討		必要な制度的対応			
		文化施設のマネジメント改革等を促すガイドラインの策定		ガイドラインの普及			
	(人材・体制)	文化財公開・活用に係るセンター機能の整備に関する検討		文化財公開・活用に係るセンター機能の整備			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学芸員や文化財担当職員等に対する文化財活用促進、観光振興についての研修(2016年度～)</li> <li>史跡等マネジメントについての調査研究</li> <li>活用・情報発信の優良事例を収集・公表</li> </ul>	学芸員や文化財担当職員等に対する観光振興講座等による博物館の機能強化					
		高度プロデューサー人材等の育成をはじめ多様な人材の戦略的な育成・確保					
	(分かりやすい解説・多言語化)	文化財解説の多言語化や美術館・博物館におけるニーズを踏まえた開館時間の延長等による、文化財の価値・魅力の分かりやすく効果的な発信					
	(修理・美装化)	適切な周期による修理・整備、防災施設等の整備					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要文化財建造物等の保存と修理・整備</li> <li>防災施設の整備</li> </ul>	文化財建造物についての美装化事業を引き続き実施					
	VRやクローン文化財(高精度の文化財の複製)の技術等を活用した展示等を促進するための検討			VRやクローン文化財(高精度の文化財の複製)の技術等を活用した展示等の促進策の実施			

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」②

		2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
			概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
文化芸術資源を活用した経済活性化②	(一体的活用)								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財総合活用戦略プランの開始、優先支援枠の新設(2016年度)</li> <li>「日本遺産」認定制度の創設:計37件の認定、日本遺産魅力発信推進事業等による国内外への戦略的発信の支援(2016年度)</li> <li>世界文化遺産活性化事業を開始(2016年度)</li> <li>歴史文化基本構想の策定支援(2016年度)</li> <li>ブランド化推進のための事業を開始(2016年度)</li> </ul>	<p>平成32年までの間、毎年15～20件程度を認定し、地域主体の整備・活用、情報発信等に対して支援等(2020年度までに100件程度)</p> <p>歴史文化基本構想の策定支援(2020年までに100件程度)</p> <p>各地域における文化クラスター形成の取組の支援</p> <p>文化芸術に対する国・地方の支援策への専門家による助言・審査・評価等(アーツカウンシル機能)の連携・強化</p>							<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年までに、文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す。</li> <li>2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。</li> </ul>

# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」②⑤

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
文化芸術資源を活用した経済活性化③	<p>(地域活性化やブランド力向上に資する芸術文化の魅力創造と発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国における地方公共団体、劇場等や芸術団体の実施する文化芸術活動への支援</li> <li>「文化プログラム」に向けた検討、スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催(2016年10月)、ポータルサイトに関する有識者会議の開催・試行版の構築等</li> <li>「日本の美」懇談会の実施、障害者や高齢者等による共生社会の実現に向けた取組に関する事例収集等</li> </ul> <p>(デザインを通じた文化の潜在力の発揮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業・団体等へのデザイナー等の派遣による新たな商品・サービスの開発支援(2014年度～2016年度)</li> <li>企業・団体等へのデザイナー等の派遣・連携のためのプラットフォームの構築(2016年度)</li> <li>高度デザイン人材の育成・活用に向けた検討報告書の取りまとめ(2016年度)</li> </ul>	<p>全国における地方公共団体、劇場等や芸術団体の実施する文化芸術活動への支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>芸・産学官連携により、持続的な地域経済の発展が可能となる拠点形成</li> <li>文化芸術活動を支えるプロデューサー人材等の創出・育成</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年までに、文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す。</li> <li>2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>文化プログラム(東京2020文化オリンピック、beyond2020プログラム)等の全国展開、海外発信</li> <li>海外で活躍する文化人が参画するプロジェクトの実施等</li> </ul>				
		ポータルサイトの試行的運用・検証	本格運用による国内外への情報発信			
		日本の美の国内外への発信のため、内閣官房・外務省と連携した「日本博(仮称)」の実施				
		共生社会の実現に向けた取組の全国展開 地域における文化芸術における潜在的顧客・担い手の開拓				
		障害者の文化芸術活動の機会の拡大に向け、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供・創造活動の充実や施設の利用環境の整備等を促進				
		国際文化交流の祭典の実施を推進する体制の整備、「文化交流使」の発信強化や外国人アーティストの招へいの実施、「アーティスト・イン・レジデンス」の全国展開 等				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・団体等へのデザイナー等の派遣による新たな商品・サービスの開発支援、連携のためのプラットフォームの活用</li> <li>デザイナーによるスタートアップへの支援の検討、実施</li> </ul>				
		報告書に基づき、高度デザイン人材の育成活用に向けた取組の実施	モデルとなる教育カリキュラムの検討、開発	高等教育機関における新たな教育カリキュラムの普及		
		教育機関横連携・産学連携プラットフォームの構築支援				
企業のブランド力向上に資するデザインの保護・活用の在り方の検討		必要な対応策の実施				



# 中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」②⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
文化芸術資源を活用した経済活性化④	(コンテンツを軸とした、新たな技術・手法を用いた文化発信・市場拡大戦略)	コンテンツの現地化(字幕付与等)や発信・プロモーション活動を支援	コンテンツの海外展開促進			・2025年までに、文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す。  ・2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテンツの海外新市場開拓を支援</li> <li>技術マップ2015(コンテンツ分野)の策定(2015年2月)</li> <li>コンテンツ産業と観光業・製造業等の異分野連携を通じた効果的な地域の魅力発信・広域展開を支援</li> </ul>	効果的な地域の魅力発信・広域展開の継続実施	地域の魅力発信・広域展開の促進			
		VR/AR等の先進的なコンテンツ技術を活用するためのガイドラインの策定	ガイドラインの普及			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>メディア芸術分野における人材育成やアーカイブの取組の推進</li> <li>「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会」において報告書の取りまとめ、ガイドラインの策定(2017年4月)</li> </ul>	映画やマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術分野の人材育成・展示等への支援・アーカイブ化・多言語化・国内外への発信機能の強化等の推進	デジタルアーカイブ化・活用の円滑化、国立国会図書館を中心とした分野横断の統合ポータル構築の推進			
		メディア芸術祭等を通じた海外への発信				
消費マインドの喚起策	<消費マインドの喚起策>	地方への浸透に向けた好事例の横展開等				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>経産省、経団連、小売業・サービス業等の経済団体により、官民連携の「プレミアムフライデー推進協議会」を設置し、実施方針・ロゴマークの決定(2016年12月)</li> <li>「プレミアムフライデー」を2017年2月より実施</li> </ul>					

# 中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」①

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
<b>経済連携交渉・投資協定・租税条約の締結・改正の推進</b>	<b>&lt;国益に資する経済連携交渉の推進&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>TPP: 2013年7月、TPP協定交渉に参加。2015年10月アトランタでの関係者会合で大筋合意。2016年2月オークランドにて署名し、同年3月に協定及び整備法案を国会提出。同年12月に国会で承認・可決され、2017年1月に国内手続が完了した旨を寄託国に通報した。米国のTPP協定からの離脱表明後初めて開催された同年3月のチリでの関係者会合では、11か国の結束が重要であることを示す共同声明を提出した。</li> <li>日EU-EPA: 2013年3月、交渉開始を決定し、同年4月以降、2017年4月までに18回の交渉会合を開催。同年3月の日EU首脳会談では、できる限り早期の大枠合意に達するとの強いコミットメントを再確認。</li> <li>RCEP: 2013年5月以降、17回の交渉会合、6回の関係者会合を開催。2016年9月、RCEP首脳は「迅速な妥結」に向けて交渉を強化する旨表明。</li> <li>日中韓FTA: 2013年3月、第1回交渉会合を開催。以降、数か月ごとに交渉会合を開催しており、2017年1月に第11回交渉会合を開催。</li> <li>日豪EPA: 2014年4月、アボット豪首相来日時に大筋合意。同年7月、安倍総理訪豪時に署名。2015年1月15日に発効。</li> <li>日モンゴルEPA: 2014年7月、エルベグドルジ・モンゴル大統領来日時に大筋合意。2015年2月、サイハンビレグ首相来日時に署名。2016年6月7日に発効。</li> <li>日トルコEPA: 2014年1月、エルドアン・トルコ首相来日時に交渉開始に合意。同年12月以来、これまでに6回の交渉会合を開催。</li> <li>日コロンビアEPA: 2012年12月に第1回交渉会合を開催。これまでに13回の交渉会合を開催。</li> </ul>	自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ、世界に広げていくため、我が国が締結したTPP協定の発効に取り組むとともに、参加国・地域の拡大について議論を進めていく。また、日EU-EPA、RCEP、日中韓FTAなどの経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。					・2018年までに、FTA比率70%以上	
	<b>&lt;経済連携の強化に向けた規制制度に関する取組&gt;</b>	2013年7月に規制改革会議貿易・投資等ワーキング・グループ(2014年9月以降は投資促進等ワーキング・グループに再編)を設置し、対日投資促進を阻害する各種規制の改革や海外との相互認証制度の推進等について検討を実施	非関税措置の見直しによる規制の国際調和の推進					・2020年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定(投資協定及び投資章を含む経済連携協定)の署名・発効
	<b>&lt;投資協定・租税条約の締結・改正推進&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>2013年度から2016年度までの間、9本の投資協定が発効、2016年度に2本の投資協定に署名。2017年通常国会に2本の投資協定を提出。2017年度初旬に3本の投資協定が発効。</li> <li>「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を公表(平成28年5月)。</li> </ul>	相手国と協議の上、13か国との間で新規に交渉を開始することを目指す。 「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」(平成28年5月公表)の下、戦略的かつ積極的に協定の締結・改正交渉を推進						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年度から2016年度までの間、租税条約等は計13本の新規締結・改正が発効(新規締結7・改正6)</li> <li>2017年通常国会には、計4本の租税条約を提出(新規締結2・改正2)</li> </ul>	租税条約の締結・改正によるネットワーク拡充の取組を推進						
	<b>&lt;外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪日前研修の拡充、国家試験に向けた学習支援、滞在期間の延長等、訪日前後から帰国後まであらゆる段階での制度改善を通じたインドネシア、フィリピン及びベトナムからの看護師・介護福祉士候補者受入れの拡大</li> <li>ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れ開始(2014年6月)</li> <li>経済連携協定に基づく介護福祉士候補者及び介護福祉士の受入れ対象施設の拡大等について、厚生労働省・外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会において検討を行い、2016年3月に取りまとめた報告書を踏まえて、2016年4月に受入れ対象施設の拡大を実施</li> <li>経済連携協定に基づく介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっての必要な対応について、厚生労働省・外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会において検討を行い、2016年10月に取りまとめた報告書を踏まえて、2017年4月からEPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加</li> </ul>	日本語能力の向上、国家試験合格に向けた支援等の取組を通じた受入れの一層の拡大等						

# 中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」②

	2013年度～2016年度				2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
					概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
TPPを契機にした中堅・中小企業の海外展開支援①	<b>&lt;海外展開支援体制強化&gt;</b> 2016年2月以降中堅・中小企業等の海外展開を後押しするために「新輸出大国コンソーシアム」においてJETROがハンズオン支援を行う体制を構築。2017年3月までに4,062社に対し会員証を発行。専門家を割り当て、支援を提供。				中堅・中小企業等に対して、海外展開に関する情報提供・相談体制の整備や専門家によるハンズオン支援、各種支援機関が連携した総合的な支援を拡充・実施(新輸出大国コンソーシアムの活用等)						・『潜在力』・『意欲』ある中堅・中小企業等の輸出額を2020年までに、2010年比で2倍
	<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年7月に支援ポータルサイト「ミラサポ」を開設し、海外展開支援の情報を提供</li> <li>2013年末に「海外展開一貫支援ファストパス制度」を構築、2014年2月より運用開始(参加機関は運用開始時の321から2016年2月の577まで拡大)</li> <li>2013年度より、在外公館が民間のコンサルタントを活用し、情報収集体制を強化</li> <li>2015年度より、在外公館が日本の弁護士を活用し、法的側面からの企業支援を強化</li> <li>2015年度より、在外公館に日本企業支援担当官(食産業担当)を指名</li> <li>中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業(平成24年度・25年度補正予算)により、2013年度から2014年度にかけて、JETROが海外展開に意欲ある中堅・中小企業1,616社に企業OBや現役シニア人材等を派遣</li> </ul>										
	<b>&lt;海外現地における「海外ワンストップ窓口」創設&gt;</b> 海外ワンストップ窓口(中小企業海外展開現地支援プラットフォーム)を2017年3月までに21か所設置				企業に現地での相談対応、専門組織の紹介等を実施。中小企業等の進出動向を踏まえて拡充。						
	<b>&lt;我が国企業の人材の育成とグローバル化の推進&gt;</b> 国際化促進インターンシップ事業により、HIDA・JETROが連携し2013年度～2016年度の4年間を通じて25か国に500人以上の日本の若手人材を派遣				インターン 公募・選定		派遣		取組推進		
HIDAを通じて、2013年度～2016年度の4年間において7,000人以上の現地日系企業における「社長の右腕・実務のトップ」となる現地人材を育成				毎年1,000名以上の現地人材を育成							

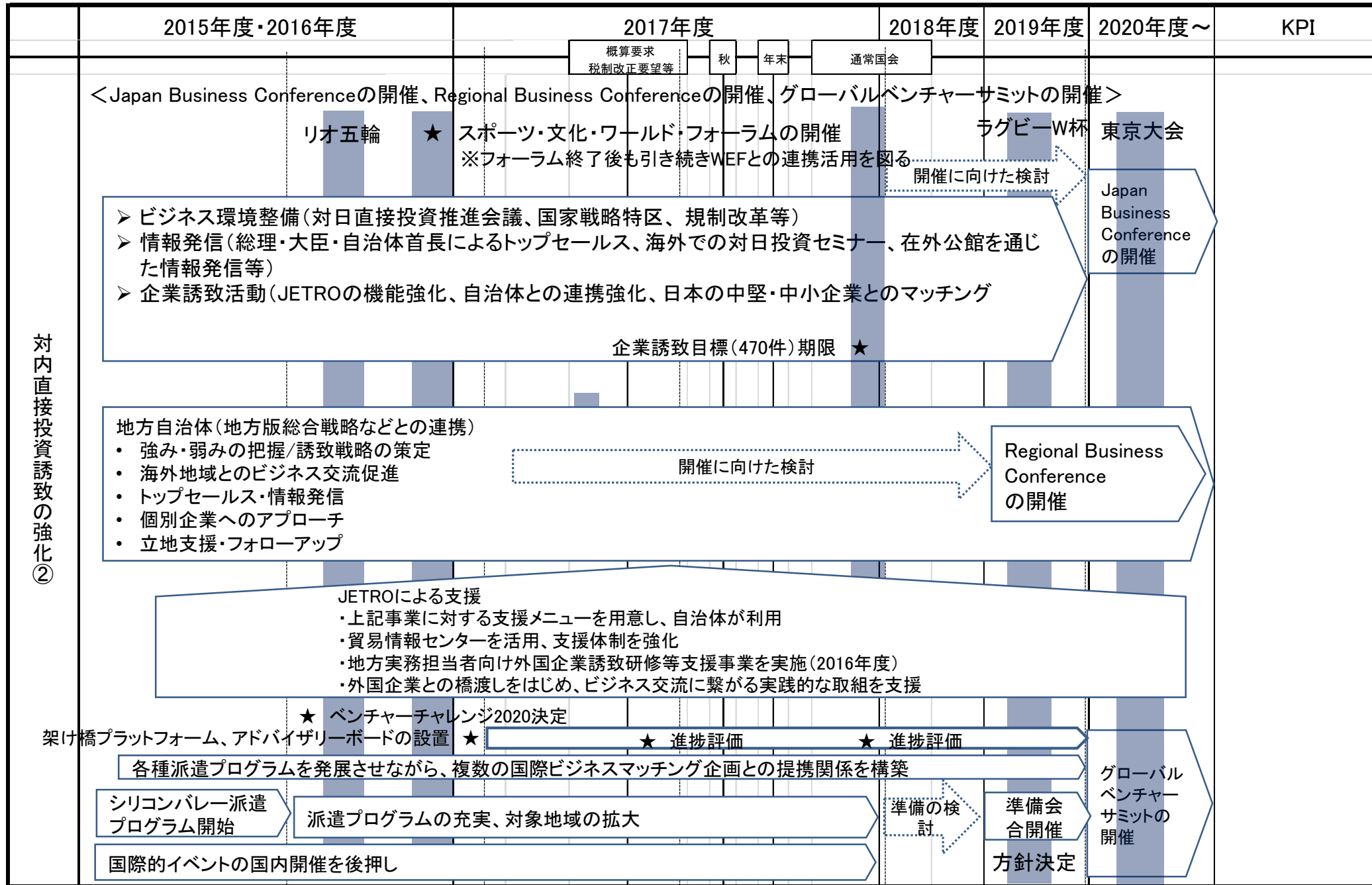
# 中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」③

		2013年度～2016年度			2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
					概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
TPPを契機にした中堅・中小企業の海外展開支援②	<p>&lt;国内外人材の活用による企業の海外展開支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業(平成24年度・25年度補正予算)により、2013年度から2014年度にかけて、JETROが海外展開に意欲ある中堅・中小企業1,616社に企業OBや現役シニア人材等を派遣</li> <li>中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者就職応援プロジェクト、海外人材確保・定着支援事業)を実施</li> <li>外国人雇用サービスセンターでの外国人留学生に対する就職支援を実施</li> <li>2014年度から新卒応援ハローワーク内に留学生コーナーを新設</li> </ul>		シニア人材等を活用した企業支援を実施			取組推進					
			我が国にきている外国人留学生の就職あっせん(年間1万人の国内での就職を目指す)								
	<p>&lt;ODAを活用した中小企業等の海外展開支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度以降、「基礎調査」、「案件化調査」及び「普及・実証事業」により計482件を採択、「民間技術普及促進事業」により計89件、「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」により計52件を採択し、JICAとの契約を了した案件から順次事業を実施</li> <li>中堅企業も対象にした「民間技術普及促進事業」、「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」を平成27年度補正予算(普及促進のみ)、平成28年度予算にて計上</li> <li>平成28年度補正予算において、民間技術普及促進事業に「インフラシステム輸出特別枠」を新設</li> <li>平成28年度から、「協力準備調査(BOPビジネス連携促進)」を発展・拡充し、「途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査」を新設</li> </ul>		「普及・実証事業」、「民間技術普及促進事業」、「途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査」を実施(中堅・中小企業等の採択、事業実施、報告書作成)								

# 中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」④

2013年度～2016年度		2017年度		2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
対内直接投資誘致の強化①	<p>&lt;対内直接投資の促進体制強化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資案件の発掘・誘致活動、及び必要な制度改革等の司令塔として対日直接投資推進会議を2014年4月に立ち上げ、2015年3月に総理出席のもと、同会議において、小売業や飲食店、医療機関、公共交通機関等における多言語対応の強化、無料公衆無線LANの整備、地方空港におけるビジネスジェット受入れ環境整備、外国人留学生の日本での就職支援、企業担当制の実施等を内容とする「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を決定</li> <li>対日直接投資推進会議において、TPPを契機に我が国が貿易・投資の国際中核拠点「グローバル・ハブ」となることを目指し、2016年5月に地域の中堅・中小企業に対する外国企業の出資・業務提携を含めた提携の促進策、外国企業の日本への投資活動に關係する規制・行政手続の抜本的簡素化、高度人材の呼び込み強化、外国人留学生の日本での就労促進、日本人に対する英語教育の強化、外国人児童生徒の教育環境改善、日常生活における外国語対応、日本法令の外国語訳拡充の促進等を内容とする「政策パッケージ」を決定</li> <li>外国企業の日本への投資活動に關係する規制・行政手続の抜本的簡素化については、対日直接投資推進会議の規制・行政手続見直しワーキング・グループにおいて、平成28年12月に法人設立・登記関係、在留資格関係、行政手続のワンストップ化、外国語での情報発信、輸入関係等の項目について、「緊急報告」をとりまとめ、2017年4月に最終的とりまとめを行った。</li> <li>2014年にロンドン(5月)及びニューヨーク(9月)で、2015年はロサンゼルス(5月)及びニューヨーク(9月)で、そして2016年は、ブリュッセル(5月)、ニューヨーク(9月)において対日直接投資セミナーを開催し、総理自ら日本への投資を呼び掛けるなど、トップセールスを展開</li> <li>国家戦略特別区域法改正法が成立(2015年通常国会)</li> <li>外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を40か所程度へ拡充</li> <li>世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設</li> <li>「我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン」の改定</li> </ul>	<p>「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」の着実な実施</p> <p>「政策パッケージ」に定められた各施策について、担当するそれぞれの省庁が速やかにかつ着実に実施</p> <p>既に実施されている法人設立時の出資金払込等の手続の改善に加え、在留資格手続のオンライン化を平成30年度より開始すべく準備を進める等、規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめに定められた施策の実施</p> <p>高度外国人材の受入れ加速化(再掲)</p> <p>外国人の就労状況を把握する仕組みの改善(再掲)</p> <p>在留管理基盤の強化(再掲)</p> <p>在留資格手続のオンライン化に向けた所要の準備(再掲)</p> <p>オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化(再掲)</p> <p>留学生就職促進プログラム等を通じた留学生の日本への就職率5割達成(再掲)</p> <p>留学生就職促進プログラムを実施大学を選定(再掲)</p> <p>外国人雇用サービスセンター等におけるインターンシップ、就職啓発セミナー、雇用管理に関する相談支援、サマージョブ等に係る支援等の充実(再掲)</p> <p>留学生就職促進プログラム修了者に対する在留資格変更手続上の優遇措置の検討(再掲)</p> <p>左記施策の着実な実施(再掲)</p> <p>イノベティブ・アジア事業の対象国政府及び提携大学との調整(再掲)</p> <p>イノベティブ・アジア事業で指定する在留資格取得上の優遇措置、インターンシップ、ジョブフェア等の実施等を通じた受入れ促進(再掲)</p> <p>提携大学の開拓・調整、対象者の募集・選定、フォローアップ体制の整備・強化</p> <p>可能な限り早期に、必要とする全ての外国人子弟が日本語と教科の統合指導(JSLカリキュラム)を受けられるようにする。(再掲)</p> <p>全ての小学校へのALT等外国人材2万人以上の配置や教員養成・実践的な研修の充実等による全ての児童生徒に対する質の高い英語教育の実施</p> <p>「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2020年までに100箇所まで整備する目標を前倒し、2017年度中の達成を目指す</p> <p>基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入れ環境の更なる充実を目指す</p> <p>左記の取組を着実に実施</p> <p>日常生活の場面での外国語対応拡充及び情報発信</p> <p>総理・関係のトップセールスや、在外公館・JETRO・地方自治体の更なる連携強化による対日直接投資の案件発掘・誘致活動を実施</p> <p>中堅・中小企業と外国企業との出資・業務提携の促進</p>	<p>・2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増(2012年末時点19.2兆円)</p>				
	<p>&lt;JETROの誘致体制の強化、外国企業に対する包括的なサポート等の実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JETROにおける誘致専門のスタッフを60名(2013年度)から180名(2016年度)に増員するとともに、外国企業の拠点整備のための支援措置を整備(2016年度予算等)</li> <li>各自治体のニーズと強みに応じたタイラーメード支援を強化。2016年度においては、9の自治体が対日投資事業をJETROに委託。</li> <li>2015年4月より、東京圏国家戦略特別区域において、法人登記や税務、労務、保険、雇用等、起業に係る相談及び各種申請手続のための窓口を集約する「開業ワンストップセンター」をJETRO本部内に開設して、起業・開業に必要な各種申請等について電子申請を行うことができる支援体制等を整備</li> <li>ワンストップセンターにおいて、2016年12月より窓口における申請の受付等の対象範囲を、すべての事務(8種類)に範囲を拡大することに加え、申請可能な在留資格の対象に、「技術・人文知識・国際業務」を追加し、在留資格についても、法人開設後に同センターにて申請できる期限を5年まで段階的に延長</li> <li>2013年9月、JETROに対日投資相談ホットラインを設置し、包括的サポートを開始</li> <li>進出済みの外資系企業の二次投資を誘致するための「外資系企業支援課」をJETROに新設</li> </ul>	<p>JETROにおいて「外国企業パーソナルアドバイザー制」を導入し、重点10分野に関するビジネス・政策情報の外国語による発信や誘致担当者・分野別専門家と各省庁との連携による外国企業へのコンサルテーションの充実を図る</p> <p>自治体担当者への人材育成や、内外における投資成功事例の提供に加え、自治体事業の支援等、自治体への支援策の充実。また、JETROの体制強化を通じ、投資インセンティブの提供等個別案件への営業と支援を強化することによる、研究開発部門等の高付加価値部門の積極的誘致。</p>					

# 中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑤



# 中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑥

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
インフラシステム輸出の拡大①	<インフラシステム輸出の拡大>						
	「インフラシステム輸出戦略」の早期実現に向け、経協インフラ戦略会議にて2013年10月に実施状況の取りまとめ、2014年6月、2015年6月、2016年5月及び2017年5月に同戦略の改訂を実施	重要プロジェクトについては経協インフラ戦略会議等を活用して、その工程管理を実施。公的関係機関等から支援の取組につき、ヒアリングを実施。定期的に「インフラシステム輸出戦略」のフォローアップを実施					<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国企業の2020年のインフラシステム受注約30兆円(2010年約10兆円)</li> <li>首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上</li> </ul>
	トップセールスの実行と官民連携体制強化 (実績: 総理・閣僚による外国を訪問してのトップセールス実施件数は2013年から2016年の合計で286件(うち総理131件、閣僚155件)、うち50件には経済ミッションが同行)	首脳・閣僚レベルによるトップセールスを毎年10件以上実施					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>2013年4月、10月、2014年6月、11月、2015年6月、2017年5月に円借款・海外投融資の戦略的活用のための制度改善を実施</li> <li>2015年2月、開発協力大綱を閣議決定</li> </ul>	経済協力の戦略的な活用					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>2015年5月、「質の高いインフラパートナーシップ」を公表。同年11月、その更なる具体策を公表</li> <li>2016年8月より順次、総理出演のインフラ広報映像等を作成し、官邸ウェブサイト及びTICAD VI等の国際会議・外遊等の際に発信</li> <li>2016年10月、APEC質の高い電力インフラガイドラインを策定</li> </ul>	施策の着実かつ効果的な実施・活用 国際開発金融機関との連携強化 戦略的対外広報及び「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化 PR映像等対外広報資料の更なる拡充、一元的な情報発信のためのウェブサイトの整備 重点国・重点地域に向けた戦略的な対外広報 質の高いインフラに係るガイドラインの電力以外の分野への取組拡大					
	2016年5月、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を公表。これを受け、円借款の更なる迅速化や海外投融資の柔軟な運用・見直し、JICA、JBIC、NEXI、JOGMECその他の関係機関の体制・機能強化及び財務基盤確保等を実施。	世界全体の資源を含むインフラ案件に対する今後5年間に約2,000億ドルを目標とするリスクマネー供給拡大及び必要に応じて関係機関の体制強化等を引き続き実施					
主要産業・重要分野における海外展開戦略の策定及びそれを踏まえたインフラシステム輸出の展開	海外展開戦略を踏まえたインフラシステム輸出の展開 電力、鉄道、情報通信等の主要産業の海外展開戦略策定(その他の産業に関するも要検討) 「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」の着実な実施及び毎年度の改定						

# 中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑦

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
インフラシステム輸出の拡大②	<ul style="list-style-type: none"> <li>貿易保険の機能見直しを行う貿易保険法の一部を改正する法律が2014年4月、通常国会で成立し、同年10月に施行</li> <li>株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法が2014年4月に通常国会で成立、同年10月に同機構を設立</li> <li>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法が2015年5月に通常国会で成立、同年11月に同機構を設立</li> <li>NEXIを特殊会社化する貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律が2015年7月に通常国会で成立(2017年4月に施行)</li> <li>「質の高いインフラ投資」推進のため、JICAとADBの新たな連携パッケージの合意(2015年12月)</li> <li>「質の高いインフラ投資」推進のための米州開発銀行(IDB)とのパートナーシップに合意(2016年4月)</li> <li>JBICの機能強化のため、国際協力銀行法の一部を改正する法律が2016年5月、通常国会で成立</li> </ul>	<p>公的ファイナンススキームの充実</p> <p>新スキームの周知・積極的活用によるインフラシステム海外展開の推進</p> <p>株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の積極的な活用によるインフラシステム海外展開の推進</p> <p>都市開発を含む総合的広域開発を推進するための官民連携体制の強化</p> <p>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の積極的な活用によるICTインフラ、サービス及び放送コンテンツのパッケージ展開等の推進</p> <p>特殊会社化、貿易保険の積極的な活用によるインフラシステム海外展開の推進</p>						
	インフラシステム海外展開の推進体制の強化	<p>鉄道、空港、都市・住宅、下水道等の分野で案件形成から完工後の運営・維持管理までを公的機関・企業がより本格的に実施できるようにする制度的措置の検討を含めた体制構築</p>						
	「産業人材育成協カイニシアティブ」の公表(2015年11月)	<p>2017年度末までに4万人の産業人材を育成</p> <p>幅広い新興国の成長市場における戦略的な人材育成の実施</p>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型蓄電池等の試験評価・研究拠点の整備に向けたグローバル認証基盤整備事業を実施(平成25年度補正予算)(2015年度末に施設整備完了)</li> <li>大型蓄電池等の試験評価・研究拠点の運用開始(2016年4月)</li> </ul>	<p>先進的な技術・知見等をいかした国際標準等の獲得及び認証基盤の整備、新たなフロンティアとなる分野への進出支援</p>						



# 中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑧

2013年度～2016年度		2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI	
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会				
クールジャパンの推進①	<b>&lt;発信・連携の強化&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」の取りまとめ(2015年6月)</li> <li>クールジャパン関係府省連絡・連携会議による各省連携プロジェクトの創出・実施</li> <li>クールジャパン官民連携プラットフォームの立ち上げ(2015年12月)</li> <li>クールジャパン拠点構築検討会の開催・取りまとめ(2016年5月～2017年5月)</li> <li>クールジャパン拠点間の連携による効果の実証(2016年10月～2017年3月)</li> <li>クールジャパン人材育成検討会の開催(2017年2月～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」のアクションプランを受けた具体的施策の実施、実施状況・成果の検証</li> <li>クールジャパン関係府省連絡・連携会議をプラットフォームとして新たな各省連携プロジェクトを創出・実施(大規模国際イベント等を利用した効果的な日本の魅力発信(ジャパンプレゼンテーション事業等))</li> <li>地方版クールジャパン推進会議の定期的な開催、地域のブランド化支援による地方の魅力の発掘・発信</li> <li>在外公館等を活用した我が国の多様な魅力の発信とメディア関係者を含む人的交流の一層の推進</li> </ul>	民間のコンテンツ関連イベント等と連携したセミナーの開催、連携に関する各分野のニーズ調査	マッチングフォーラム等において、コンテンツと周辺産業との連携プロジェクト形成を促進	クールジャパン機構により、事業化アドバイスなどマッチング支援策の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材像を明確化し、人材育成・集積の在り及び方策を取りまとめ</li> <li>拠点連携に関する方策・ノウハウを取りまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クールジャパン人材の育成・集積を戦略的に推進する環境を整備</li> <li>プロデューサー等の育成支援</li> <li>産業ニーズを踏まえた実践的な高等教育の仕組み作り</li> <li>地域の魅力や新たなブランドをプロデュースし海外に展開できる人材の育成・活用</li> <li>外国人材活用・集積等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間等によるクールジャパン拠点間の連携・ネットワーク化を後押し</li> <li>実証で得られたクールジャパン拠点間の連携に関する方策・ノウハウを横展開</li> <li>地域産品データベースの構築を推進</li> </ul>	
	<b>&lt;(株)海外需要開拓支援機構の設立&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(株)海外需要開拓支援機構の設立(2013年11月)</li> <li>JETRO、放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)、日本政府観光局、九州経済連合会、四国経済連合会、北海道、鳥取県とそれぞれ業務提携</li> <li>2017年3月下旬までに合計20件、約454億円の投資決定を公表</li> </ul>		リスクマネー供給等によるクールジャパンの推進						
	<b>&lt;コンテンツ等の海外展開の促進&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>映像コンテンツ権利処理機構(aRma)における権利利用料の徴収・分配のシステム化(自走化)(2015年措置済)</li> <li>実演家に係る権利処理、レコード原盤権に係る権利処理について、初めから海外での販売を想定した権利処理ルールの策定(2016年措置済)</li> </ul>	日本コンテンツの権利関連情報を集約したデータベースと連携した情報発信							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年度末までに5000件以上のローカライズ・プロモーション支援を実施。</li> <li>2013年度末までに72件の国際共同製作支援を採択(平成24年度補正予算)</li> </ul>	コンテンツの製作・現地化(字幕付与等)から継続的な発信・プロモーション活動に至るまで、一体的、総合的かつ切れ目ない支援を実施							
						放送コンテンツ等海外展開促進の取組の継続実施			

・2020年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を500億円に増加させる。

# 中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑨

	2013年度～2016年度	2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末				
クールジャパンの推進②	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)の設立(2013年8月)</li> <li>ASEANをはじめとするアジア諸国を中心として、BEAJとの協力のもと、日本の魅力を紹介する放送コンテンツを継続的に発信(平成26年度より113事業を実施)</li> <li>(株)海外需要開拓支援機構において、世界22か国以上において日本のコンテンツを24時間365日放送するジャパンチャンネル事業等の支援を決定(現在8カ国に展開)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)と密接に連携しながら、ASEAN等のアジア諸国に続いて、段階的に展開先を拡大し、日本の魅力ある放送コンテンツの継続的な放送を実施</li> <li>(株)海外需要開拓支援機構を活用した放送枠の確保等</li> </ul>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産戦略本部「映画の振興施策に関する検討会議」の取りまとめ(2016年12月～2017年3月)</li> </ul>	<b>映画の海外展開促進のための取組を推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際共同製作を促す基盤整備として、国際共同製作協定の交渉等を推進</li> <li>「ロケ撮影の環境改善に係る官民連絡会議」の設置を通じ、内外作品のロケを促進</li> <li>フィルムセンターの機能強化を通じて、日本映画の対外発信を強化</li> <li>映画祭を通じた日本映画等への関心の掘り起こし</li> </ul>						
	<p>&lt;日本産酒類の輸出促進&gt;</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒類教育機関WSETの日本酒講師育成コースへの協力(2017年2月)</li> <li>ミラノ万博(2015年9月)、伊勢志摩サミット(2016年5月)等での日本産酒類の特性・魅力の発信</li> <li>駐日外交官を対象とした酒蔵ツアーの実施(2017年2月)</li> <li>ワイン表示ルールの策定(2015年10月)、地理的表示(GI)制度の改正(2015年10月)、GI「日本酒」の指定(2015年12月)</li> <li>TPP参加国の酒類の関税・非関税措置撤廃(2016年2月署名)</li> <li>民間団体による日本酒輸出協議会の設立(2014年9月)、協議会における「日本酒の輸出基本戦略」の改訂(2017年1月)</li> <li>輸出酒類販売場制度の創設(2017年3月)</li> </ul>	<p>「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」(2017年3月改定)に基づき、官民が連携して、日本産酒類のさらなる輸出拡大を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在外公館等の政府関係機関を日本産酒類の情報発信拠点として効果的に活用するなど、情報発信を強化する</li> <li>日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)を活用するなどし、日本産酒類の効果的な販路開拓・市場開拓を行う</li> <li>海外の酒類の専門家や有識者に対する専門的知識の啓発等を通じて、日本産酒類に携わる人材の育成を行う</li> <li>地理的表示(GI)制度の活用促進等を通じて日本産酒類の品質・ブランド力の向上を図る</li> <li>地域の観光資源と連携して酒蔵ツーリズムの推進を図る等、インバウンドとの連携を図る</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>日本産酒類については、2020年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指す</li> </ul>
	<p>&lt;海外広報体制の強化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「対外広報戦略企画チーム」(2013年8月に発足)などの省庁横断的な枠組みを通じて、海外広報体制を強化</li> <li>2014年度より、我が国の主要施策から社会・文化まで幅広い情報提供を行う日本政府公式ウェブサイト「JapanGov」を立ち上げ、アプリ、SNS等を活用しつつ積極的に発信</li> </ul>	<p>我が国の海外広報を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しつつ、クールジャパン、ビジット・ジャパン、インベスト・ジャパン等、日本の多様な魅力や政策の対外発信について、省庁間の連携強化、在外公館の一層の活用により、国内外にて政府一体となった国際広報活動を強化</p>						
の整備推進 クリーンで魅力ある「日本型IR」	<p>&lt;クリーンで魅力ある「日本型IR」(特定複合観光施設)の整備推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(平成28年法律第155号)が成立</li> </ul>	<p>制度設計について、大枠取りまとめ(2017年夏頃)</p>			<p>クリーンで魅力ある「日本型IR」(特定複合観光施設)の整備推進</p>			

# 中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑩

2013年度～2016年度		2017年度			2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
地域「1」の戦略的且つ重点的な市場開拓	<b>&lt;地域別戦略の開始&gt;</b> <b>中国・ASEAN</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>トップセールス、ミッション派遣（総理・閣僚訪問に経済ミッションが同行した先：インドネシア、フィリピン、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、ラオス）</li> <li>インフラ開発によるサプライチェーン強化（2014年4月に供与決定したティラワ経済特別区開発への海外投融資などを活用して2015年9月に同区を開業、ダウエー開発について、2015年7月に今後の協力に関する覚書を、同年12月にSPVへの出資に関する新たな協定を日本・タイ・ミャンマー3か国で署名、日インドネシア投資・輸出促進イニシアティブ（PROMOSI）の立ち上げを2015年3月の日インドネシア首脳会談で合意</li> <li>新分野進出支援（2013年12月のインドネシアでのクリエイティブ・プロダクト・ウィークなどクールジャパンによる市場獲得）</li> <li>日本方式の制度の海外展開（ミャンマーの車検、インドネシアの信用情報制度等）</li> </ul>	<b>&lt;戦略の深化&gt;</b> ※ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき、従来の取組に続き下記を実施 <b>○制度整備への協力</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本企業の製品・サービス・技術が適切に評価されるような、社会課題分野におけるルール形成を推進</li> <li>東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）を活用し、ASEAN内の規制の調和と履行強化に協力</li> <li>中国、ASEAN諸国における法制度整備支援の実施</li> </ul>						
	<b>南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>トップセールス、ミッション派遣（総理・閣僚訪問に経済ミッションが同行した先：ロシア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、サウジアラビア、UAE、トルコ、バーレーン、クウェート、カタール、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ、インド、バングラデシュ、スリランカ、トリニダード・トバゴ、メキシコ、コロンビア、チリ、ブラジル、キューバ、イラン、トルクメニスタン、キルギス、タジキスタン）</li> <li>有望分野での投資交流・技術協力の合意形成（2015年4月「日印間の投資貿易促進及びインド太平洋経済統合に向けたアクションアジェンダ」合意）</li> <li>資源国との関係強化（サウジアラビアやUAEにおいて、日本企業の投資促進、人材育成協力等により現地の産業多角化に貢献）</li> <li>インドAP州の新州建設に向け日本の包括的協力を合意（2014年11月）、AP州官民協議会を設立（2016年3月）</li> <li>投資協定の締結（2015年9月コロンビアとの協定発効、2015年10月カザフスタンとの協定発効、2015年11月ウクライナとの協定発効、2015年6月オマーンとの協定署名、2016年2月イランとの協定署名）</li> </ul>	※関係強化はできているものの、保護主義の傾向が強い国が多いことを踏まえ、従来の取組に続き下記を実施 <b>○進出企業の課題解決のため、在外公館による現地政府への働きかけ及び民間等によるロビイング強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>在外公館を中心とした現地政府への働きかけ</li> <li>JETROや現地日系企業等による相手国でのロビイング強化</li> </ul>						2020年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比： <ul style="list-style-type: none"> <li>「中国、ASEAN等」：2倍</li> <li>「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」：2倍</li> <li>「アフリカ地域」：3倍</li> </ul>
	<b>アフリカ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>トップセールス（総理・閣僚訪問に経済ミッションが同行した先：コートジボワール、モザンビーク、エチオピア、タンザニア、エジプト、ケニア）、ミッション派遣（アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション等）。</li> <li>第5回アフリカ開発会議（TICAD V）（2013年6月）で表明した、官民合わせて3.2兆円の取組によるインフラ整備、人材育成（ABEイニシアティブ等）等を通じた貿易・投資促進のフォローアップ。</li> <li>アフリカ経済戦略会議の立ち上げ（2014年3月～）。</li> <li>資源・インフラ獲得のための協力枠組みの構築・取組開始（「日アフリカ資源開発促進イニシアティブ」に基づく現地人材育成）。</li> <li>投資協定の締結（2014年8月モザンビークとの協定発効、2016年8月ケニアとの協定に署名）。</li> <li>JETROアフリカ事務所の5年間で倍増計画（5～10か所）に基づき、2014年12月にモロッコ事務所を設置、2016年3月にエチオピア事務所を設置。</li> <li>第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）（2016年8月）において、約1000万人への人材育成を始めとする官民総額300億ドル規模の質の高いインフラ整備等を表明。JETROはビジネスカンファレンス・展示会を開催し、民間セクター活動促進。</li> </ul>	※投資協定等環境整備は進んでいるものの進出企業数がまだ少ないため、下記の従来の取組を引き続き実施 <b>○商機の拡大</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>官民経済ミッション（アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション、官民インフラ会議）派遣、ビジネス・フォーラムの開催（日アフリカ官民経済フォーラムの立ち上げ）、TICAD V 支援策及びTICAD VI 支援策の着実な実施</li> <li>見本市・展示会の開催、投資協定の締結、安全対策セミナー等の継続実施等</li> <li>JETROによるアフリカ投資誘致機関との連携強化（日本企業窓口「Japan Desk」の運営）</li> </ul>						
	<b>&lt;支援体制の整備&gt;</b> <b>新興国市場獲得のためのJETRO機能強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「海外展開一貫支援ファストパス制度」を2014年2月から開始</li> <li>「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を2017年3月までに21か所設置</li> <li>中堅・中小企業へのシニア人材の派遣（2013年度と2014年度に計1,616社への支援を実施）</li> <li>関係府省等が海外発信のために統一ロゴ「ジャパンマーク」を使用することに合意（2015年3月）</li> </ul>	※これまでのJETROを通じた支援の経験を踏まえ、更に必要な支援を強化 <b>○海外市場獲得の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>統一ロゴ「ジャパンマーク」の展示会等での使用、新輸出大国コンソーシアムの体制整備・充実や中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業の拡充等により、JETROを中心として、我が国の製品・サービス、農林水産品・食品等の海外市場の獲得、知財活用ビジネス等中堅・中小企業の海外展開を、強力に推進</li> </ul> <b>○中堅・中小企業群の展開支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>JETROを活用し、日本の中堅・中小企業群が持つ技術・サービスにより新興国各地の課題を解決</li> </ul>						